

20周年を機に業界の団結を高め、 さらなる発展を期す

社団法人 全国防水工事業協会

会長 高山 宏



年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

平素より、皆様には当協会の事業活動にご支援、ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

厳しい国の財政の下、公共事業の大幅な削減が図られ、建設業界がより一層厳しい状況に追い込まれております。平成22年度の実質的な建設投資額は遂に40兆円の大台を割り込み、41年前の昭和44年度とほぼ同水準と予測され、建設市場の縮小に歯止めがかかりません。平成21年度の補正予算未執行分が過年度工事として上積みされた形となったことで、上半年こそ息切れる建設業者は少なかったものの、年度末にかけて行き詰まる業者の急増が予測されており、昨年11月に成立した補正予算の遅滞ない執行が望まれております。

こうした中で新年を迎えたが、当協会にとって、平成23年は設立20周年の節目の年にあたります。平成3年12月、当協会は施工業者が運営の中心となる業界唯一の全国規模の社団法人として建設大臣の許可を得て発足しました。20年という歴史は、専門工事業団体の中では浅いと言わざるを得ませんが、わが国における近代防水の歴史はすでに100年を超えております。今やわが国の防水技術は、間違いなく世界のトップクラスの水準にあり、その技術を数多くの優秀な技術者と技能者とが支えております。当協会はこの設立20周年を迎えるにあたり、協会内に20周年記念誌の編纂と記念式典実施のための2つの委員会を設けて準備を進めており、記念式典は平成24年2月に執り行う予定です。設立20周年記念の事業が業界の団結を高め、さらなる発展に向けたものとなるよう、業界を挙げて祝いたいと考えておりますので、皆様のご協力をお願い申し上げます。

また、当協会の新公益法人制度への対応も、本年の重要課題であります。昨年11月の理事会で、検討の結果、当協会は会員の利益を確保しつつ、今後の円滑な事業運営に対する制約が少ない非営利型一般社団法人への移行を目指すことを選択・決議しました。本年6月の総会には定款変更案などを諮りし、できるだけ早期の移行を実現したいと考えております。

ストック型社会への転換に伴い、建築物の保全で極めて重要な役割を担う防水工事業は、年々ウェイトが高まる改修工事に欠かすことができない業種として存在感を増しております。防水工事業者が今後、改修工事分野で元請として直接受注を拡大し、顧客の信頼を勝ち取っていくには、専門工事業者としての技術力、提案力がますます重要になってまいります。当協会は、現場施工の直接の担い手となる技術者と技能者の育成を目指し、「防水施工管理技術者」と「登録防水基幹技能者」の2つの資格制度の普及に努め、これまでに662人の施工管理技術者と、582人の基幹技能者を認定しております。前者については、会員会社に必ず1人の有資格者を、後者については、業界全体で1,500人を目標とし、これを実現していくことが、優秀な技術者・技能者に対する適切な評価・待遇につながると考え、今後も一層の育成・普及に努めてまいる所存です。

最後に、本年も関係各位のご指導、ご鞭撻を切にお願い申し上げまして、新年のご挨拶いたします。

知恵を絞って 課題に挑戦

北海道支部長 佐藤 孝之



新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年をかえりみますと、北海道では、台風・地震などによる大きな災害の発生が少なかったことと、『登録防水基幹技能者講習』が札幌で初めて開催され、良質かつ安全な現場運営を図るための、技能者育成の機会を得たことなどが話題となっているところと思いま

す。

北海道では公共事業の縮減とともに、今まで好調だった観光も陰りを見せている状況であり、今後も引き続くものと予想されています。当支部としましては、変化の早い時代に対応できるよう人材育成などを図ると共に、以前にも増して品質確保と経営基盤の強化が重要と認識しています。このような環境のもとで、私どもは、この1年も襟を正して会員相互の信頼のもと、将来を見据え知恵を絞って諸課題に挑戦して行かなければなりません。当支部はそのために、業界全体でより緊密な協力のもと積極的に活動して参りたいと思います。

今年が、皆様方にとって希望の年となりますようご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

信頼される技能集団を 目指して

東北支部長 葛西 秀樹



東北の建設業界は、昨年は中堅ゼネコンクラスの地方支店閉鎖、建築部門の撤退などが伝わり不安な中のスタートとなりました。こうした不安を抱えたまま、また新たな年を迎えたが、中小企業の粘り強さ、逞しさを会員の皆様方から感じられ、自分も新たな決意を思い描いております。

頭打ちの公共工事に代え、民間のリフォーム事業に活路を求めて経営の軸足を移しても、相次ぐ異業種からの参入で、相変わらず低価格競争に陥り、果たしてこれがエンドユーザーの期待に応えた仕事と言えるのかと、昨今の状況を見て疑問に思う次第です。

一方、価格もさることながら『技術・知識・信頼』が重視された側面もあり、漠然としながらも専門業者

に対して良い意味での『厳しい視線と期待感』のようなものを感じられ、やはり専門工事業者は『技術を研鑽し、品質の向上と信頼』を得ることの大切さを垣間見たような気がいたします。

また、建設産業専門工事業団体連合会に加盟している団体では、技能工の高齢化・若年層の建設業離れに危機感を抱き、地方整備局を始め各地方自治体との意見交換会を積極的に開催し、技術・技能の継承を図るため、登録基幹技能者はもとより技能工の正式雇用会社に目を向けて戴くよう活動を行って参りました。登録基幹技能者については、残念ながら合格者数も少ないこともありますと、地方自治体の認識は薄く、各社の今後に期待するものであります。

本年も我々の業界は、不透明な状況が続くと思われますが、全防協を広く認識して戴くべく努力して参りたいと思います。

最後に、会員皆様方のご多幸と、ご繁栄を祈念申し上げますとともに、本年もご指導とご協力をお願い申し上げまして、新年のご挨拶とさせて戴きます。

事業の継続支援を柱に 支部事業を推進

関東・甲信支部長 坂田 守夫



本年の干支が卯ということもあるのでしょうか、最近、ペットとして兎の人気が高いそうですが、干支の卯には、「茂る」、「冒す」、「陽気の衝動」といった意味があり、良くは「繁栄する」、悪くは「紛糾して身動きがとれなくなる」との解釈があるようです。景気

予測が出されておりますが、残念ながら、建設業については良いというのでは無く、厳しいとの判断が共通しています。現行の緊急保証制度などの効果もあり、建設業者の倒産件数は前年を下回る状況が続いているのですが、こうした政策的支援の継続がなければ、本年はそれこそ身動きすらできない状況に追い込まれる建設業者が急増する、大変な1年になるかもしれません。

私は、昨年の総会で支部長に選出され、以来、微力ながら支部事業推進の先頭に立ち取り組んでおりますが、本年度事業で私が特に力を入れてきたのは、JW-CADのCAD研修です。改修市場の拡大に伴い、改修工事で中核となる防水工事業者が直に工事を受注

する機会が増えるとともに、電子商取引の利用環境が調べられつつある中で、CAD操作のできる人材養成の必要性が増しております。当支部はこれまで、CAD研修はAutoCAD中心に実施してまいりましたが、厳しい経営環境下では、CAD導入にフリーソフトのJW_CADを望まれる事業者が大変多く、また、フリーソフトということが災いし、正しい操作方法を学ぶ機会がなく、我流で身に付けた方が多いのが現状でした。

そこで、平成22年度はJW_CADの初級研修を中心とし、これを当初事業計画よりも積み増して実施することとし、既にこれを3回実施、さらに、この3月にも追加して実施いたします。既に受講された方からは、「こんなやり方があったのか」、「作業効率が数割アップした」などの声が寄せられ、大変喜ばれています。

次世代に確固たる 基盤を残す

中部支部長 木下 一好



企業経営において最も大切な資源は「ヒト・モノ・カネ」であります。将来を見据えた時に、今、我々が1番やらなければならないことは、企業や業界の次世代を担う人材を確保し、その人材に今まで我々が蓄積してきた技術と知識を継承し、教育を行っていくことだと思います。教育は業界100年の大計とでも言いますか、業界の将来を長期的視点で見た場合、若い人材の確保とその教育に注力していくことは、業界の将来的な発展には不可欠なことです。そのためにはまず、我々の企業が若い人材を受け入れる経営基盤を整えること、そして、その人材が成長していく過程で仕事に夢と希望が持てる、仕事に対する意欲が湧く環境を業界全体として創っていくことが大切であると思います。このように当たり前の体系を創っていくには、やはり企業として適正な利潤を挙げて、企業・業界とし

明るく幸せな年に

北陸支部長 北川 栄一



新年明けましておめでとうございます。
旧年中は北陸支部に対し、全防協会員の皆様方より

皆様方のご期待に添うべく、来年度はもう少し上の内容による実施も考えているため、初級内容の研修をご提供する機会は減ることになりますので、次のJW_CAD初級研修の機会を逃さずにお利用下さい。

ところで、全防協は本年12月で設立20年になります。協会本部は、記念誌の発刊とともに、記念式典を来年2月挙行で準備しておりますが、当支部でも、支部独自の企画による20周年事業を実施いたします。できるだけ皆様の事業継続に向けた支援に結びつくもので検討、実施したいと考えておりますので、ご提案、ご要望などがありましたらお寄せ下さい。

最後に、今後とも皆様からのご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、新年のご挨拶といたします。

て成長していくことが必要です。

現代のような情報化社会では、ユーザーと顧客はただ安いだけのものには反応しない傾向にあります。品質要求は高く、コストについても非常にシビアな要求をします。また、優れた品質を持っていても、環境対応を前提にしたものでなければ、社会的には受け入れられないなど、我々に要求されるハードルは、日々上がっています。このような環境で、我々は今まで培ってきた技術と知識と同業他社が追随できないオシリーワン技術を磨いて、それを顧客に提供し、相応の対価をいただくことに力を入れなければなりません。予算に合わせて品質を低下させるのではなく、付加価値のある品質に合わせて対価をいただくという環境を我々が創っていかなければなりません。

今、我々は次世代に業界を継承していく上で、確かな基盤を創って渡さなければならないという責任と使命があります。この防水業界を確固たるものにしていくためには、我々の自覚と協調が大前提となります。次世代の方が魅力を感じる発展的な業界を創っていくため、皆様のご支援・ご協力をお願い申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

多大なるご支援、ご協力を賜わり厚く御礼を申し上げます。

最近の経済情勢は、不安定な政権、政策による混乱と不透明さが依然として続き、景気回復の兆しが全く見えてきません。このままでは、今年は残念ながら大変厳しい試練の年になることが確実だと思います。

建設業界におきましても、公共投資の大幅な減少や中止の決定、また民間の設備投資の低迷により、建設市場は大きく落ち込んでいます。業界の厳しさはこれ

まで以上になるものと思われます。

さて、昨年9月に富山では日本建築学会北陸大会が開催され、全国から約2万人の参加者が来られました。防水に関するパネルディスカッションにも、200人を超える方が参加されました。私も全防協を代表して、発表する機会を与えられ、地元「北陸の防水事情について」のテーマで発言させていただきました。内容は、施工業者の立場から地域性を配慮してほしいと要望し、仕様書でも工法でも、もっと柔軟な対応が必要で

はないかと発言した次第であります。学会での発表という貴重な経験をさせてもらい、大変感謝しております。

終わりに、今年が全防協会員の皆様にとって明るく、幸せな年になりますことを祈念致しまして、年頭のご挨拶と致します。

使命を胸に、志を高く

近畿支部長 棚田 肇



明けましておめでとうございます。皆様方におかれましては健やかで、清々しい新年を迎えたことと存じます。あらためて近畿支部の活動に対し、皆様方のご協力に心より感謝申し上げるとともに、深く敬意を表します。

政権交代以降の政治の混乱、外圧である円高、原油高、そして果てしなく続く公共工事の減少による建設業界の縮小傾向など、我々を取り巻く経済環境は一向に良くなりません。このまま座していれば埋没していくしかありませんが、一方建築業界では既存建物の耐震補修など改修工事が増加傾向にあり、新築工事減少を補うものとして、今年もまた防水業界あげてこれに賭ける年になりそうです。こうした大きな時代の変革期において、防水工事業者が主体となって作りえた業界唯一の社団法人である全国防水工事業協会の果たす役割は大きいと思います。我々の力で我々自身が防水技術を研鑽し、併せてそのノウハウの蓄積や人材育成により後世に伝達を図らなければなりません。その使命を胸に、志を高く持ち、会員皆様と共に目標に向か

って歩みたいと思います。

さて、私が昨年6月の支部総会で支部長を拝命し、当初は山積する防水業界が抱える難題を前にして、果たして私に支部長が務まるだろうかと不安を感じていました。この半年は新役員の方々に相談し、先輩支部長、そして前事務局長荒木氏ら皆様にご指導を仰ぎ、試行錯誤のなかで何とか務めて参りました。おかげさまで、近畿支部では大きな行事としては昨年10月に登録防水基幹技能者の講習試験の実施、11月には「物故者慰靈祭」を無事挙行することができました。また新役員の選任、事務局の整備、中長期にわたる会員増強計画のための各県別のワーキンググループを立ち上げ、未加入企業のピックアップを行いました。これを基に勧誘を行い兵庫県で2社加入が見込まれ、今年も継続したいと考えています。この他、主要な行事として総会、来年の20周年記念式典が控えており、現在準備を進めておりますが、所詮私1人の力ではどうにもなりません。皆様方のご支援・ご協力を昨年にもましてよろしくお願ひいたします。

最後になりますが、2011年が皆様1人ひとりにとって実り多い素晴らしい1年となりますよう心よりお祈り申し上げ新年のご挨拶とします。

現役による 技術・技能の研鑽

中国支部長 長島 隆良



平成23年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。昨年は、政府が金と政治の問題や近隣諸国との外交・防衛関連の問題に翻弄され、また実体経済と乖離した円高の影響により、期待されるような経済対策が

進みませんでした。現政権における政策の一貫性が疑われる事象も多く、「コンクリートから人へ」のキャッチフレーズもトーンダウンの気配が感じられます。現状を精査し、本来必要である社会資本整備のための建設投資が実行されることが望されます。

新しい年を迎え、景気回復は遅々として進まないかもしれませんのが、国民の安全・安心の担い手としての我々の業務の停滞は許されません。将来の防水業界を見据えたとき、若年技能労働者の不足は否めず、若者が魅力を感じる業界にしなければなりません。そのためにも、現役の我々が技術・技能の一層の研鑽をする

ことにより、社会的地位向上・正当な経済的評価がされることが必要です。そのひとつの指標として、防水施工管理技術者・登録防水基幹技能者が位置づけられると思います。本年は当地区において、「登録防水基幹技能者講習会」の開催計画が進められておりますので、有効にこの機会を活用し、より多くの資格者の誕

専門工事業者として 任務と発展に努める

四国支部長 岸 岩男



新しい年の始めを迎え謹んでお慶び申し上げます。平素は会員の皆様をはじめ関係各位の温かいご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は政権交代後2人目の国のリーダーが誕生し、国民の多くがその変化を期待しましたが沖縄問題、周辺諸国による社会通念上考えられないような現象がおこりました。特に、尖閣諸島領土問題で中国、北方領土問題ではロシア、また隣国朝鮮半島は北が南へ砲撃するなど動静の形で圧力をかけることが続いています。これらに対する政府の対応について野党、マスコミそして一部の市民は、評価や批判、果ては近い将来

黎明期の歴史を 記録に

九州・沖縄支部長 津上 和由



新年明けましておめでとうございます。謹んで新春のお慶びを申し上げます。

昨年は政治・経済・国際社会と、何をとっても混迷の1年でした。

我々建設業界においても、まったく不透明な年がありました。このように建設業界はもちろんのこと、日本全体が大きく迷走しているのは、何か1つの要因ではなく、今までやってきたことのあらゆる矛盾が噴き出していくのだと思われます。もしかすると、明治維新や太平洋戦争時に匹敵するターニングポイントを迎えているかもしれません。しかしながら、体制が変わり、どのような時代になろうとも、必要とされるものは必ず残ります。歴史が証明しているように、まさしくそれは事実であり、我々もそんな仕事をしなくてはなりません。

生を期待しています。

本年も全防協の活動にご支援・ご協力いただきますようお願いいたします、年頭のご挨拶といたします。

日本が無くなるかのような話にまで発展しつつあります。

この風の流れは軍拡、戦略、軍事関係業界にとって便乗の好機となっていることを強く感じざるを得ません。

物資、交易、経済などは人の生活に重要な要素ではありますが、倫理観が無く、人々の心が病んで行き詰った状況下での行動が、いかに愚かなものであり、森林破壊、原爆症、残留地雷やクラスター爆弾など誰もが認める負の遺産、人の生きてゆく将来に多大な禍根を残すことになるのは明らかです。再び大きな間違いが繰り返されないことを祈りながら、小さいながらも専門工事業としての任務と発展に努めて参ることをお約束し、年頭のご挨拶と致します。

さて、九州ではここ数年、九州の防水業界を築きあげてこられた諸先輩方が残念ながら次々とお亡くなりになられました。しかしながら、九州の業界の黎明期の文献はあまり残っておりません。今までの歴史を後世に残すことは、我々世代の責務でありますので、今後、地元九州の防水業界団体と協力して準備を進めたいと考えております。

全防協としては、その他、登録防水基幹技能者と防水施工管理技術者の有効活用および建専連を通じての意見交換会において、業界の地位の向上、直発注のさらなるお願い、そして、それに伴う九州各県の連携を昨年以上に推進して参ります。何卒、全防協会員の皆様のご協力・ご支援をお願い申し上げますとともに、この1年のご健勝・ご健闘を祈念し、念頭のご挨拶とさせていただきます。

「経営事項審査の審査基準」 改正の概要

国土交通省総合政策局建設業課

経営指導係長 山田 祐己

1. 改正の背景

公共性のある施設又は工作物に関する建設工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が原則として受けなければならないこととされている経営事項審査（建設業法第27条の23第1項）の項目および基準については、社会経済情勢等の変化に対応して適宜改正を行っている。

近年の建設投資の減少とそれに伴う競争の激化などを踏まえ、公共工事における適正な企業評価を実施する観点から、従来にも増して企業実態をより適正に評価できる仕組みに改善していくことが重要となっている。

このため、2010年3月に発表した「入札契約制度の更なる改善」に基づき、中央建設業審議会において審査基準の改正について審議を行う（同年7月26日取りまとめ）とともに、虚偽申請防止対策の強化について検討を行ってきた。

今般、これらの審議・検討の結果を踏まえ、経営事項審査の審査基準について、ペーパーカンパニー対策など評価の適正化の観点、現下の社会経済情勢を踏まえた多様なニーズへの対応の観点から所要の改正を行うとともに、虚偽申請防止対策の強化のための運用面の改善を図ることとした。

2. 項目および基準の改正概要

（1）完成工事高の評点テーブルの上方修正（図表1）

建設投資の減少により完成工事高と元請完成工事高の評点の平均点は減少しており、2010年度にはこの傾向はさらに顕著になると予想されている。また、競争参加資格審査でのランクの低下を防ぐために、無理な受注により完工高を確保しなければならないケースがあるとも指摘されている。このため、建設投資の減少に応じて完成工事高および元請完成工事高の評点テーブルを修正することで、全体としてバランスのとれた評価を行うとともに、適切な競争参加機会・競争環境を確保する。

【修正方法】

①財建設経済研究所の「建設経済モデルによる建設投資の見通し（2010年7月）」によると建設投資額の見通しは約39.32兆円（2009年度42.17兆円）であり、約6.8%減となる。

②上記の減少幅を用いて2010年度の完成工事高と元請完成工事高の予想平均点をシミュレーションすると完成工事高で約688点、元請完成工事高で約609点となる。

③上記の予想平均点が2008年改正時に制度設計された平均点である700点程度となるよう、完成工事高の評点テーブルに約700/688を、元請完成工事高の評

点テーブルに約700/609を掛け合わせて修正を行う。

(2) 技術者に必要な雇用期間の明確化

① 6ヶ月超前からの雇用を必要とする(図表2)

現在は評価対象とする技術者を「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているもの」としており、

審査基準日において雇用期間を定めずに雇用されてさえいれば、評価対象とされているので、技術者の名義借りなどが行われ易くなっている。評価対象とする技術者を、審査基準日(決算日)前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係がある者に限定することで、1年を通して

改正前

区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評 点
1	1,000億円以上		2,268
2	800億円以上	1,000億円未満	$112 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,708$
3	600億円以上	800億円未満	$99 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,760$
4	500億円以上	600億円未満	$86 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,541$
5	400億円以上	500億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,153$
6	300億円以上	400億円未満	$87 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,535$
7	250億円以上	300億円未満	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$
8	200億円以上	250億円未満	$74 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,352$

約700/688を掛け合わせる

改正後

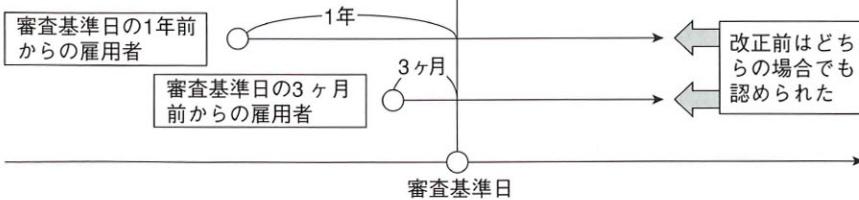
区分	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		評 点
1	1,000億円以上		2,309
2	800億円以上	1,000億円未満	$114 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,739$
3	600億円以上	800億円未満	$101 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 20,000,000 + 1,791$
4	500億円以上	600億円未満	$88 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,566$
5	400億円以上	500億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
6	300億円以上	400億円未満	$89 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 10,000,000 + 1,561$
7	250億円以上	300億円未満	$75 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,378$
8	200億円以上	250億円未満	$76 \times (\text{年間平均完成工事高}) \div 5,000,000 + 1,373$

図表1 完成工事高の評点テーブルの上方修正(一部抜粋)

改正前

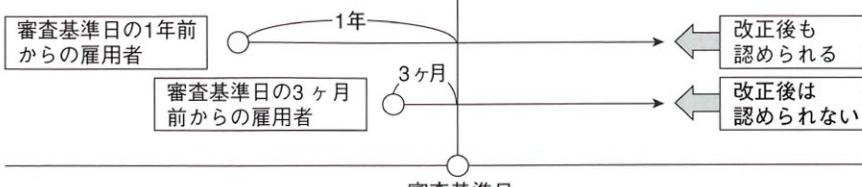
改正前は過去の雇用状況に関しては確認を行っていなかった

改正前は審査基準日から将来に渡って「雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている」ことを確認



改正後

改正後は審査基準日以前に6ヶ月を超えることについても確認



図表2 技術者に必要な雇用期間の考え方

特集 「経営事項審査の審査基準」改正の概要

審査基準日(決算日)の異なる申請者において重複して技術者として申請が出来なくなり、1年を通して異なる会社間で技術者を「たらい回し」する不正を防止する効果が期待できる。

②継続雇用制度対象者を評価対象とする

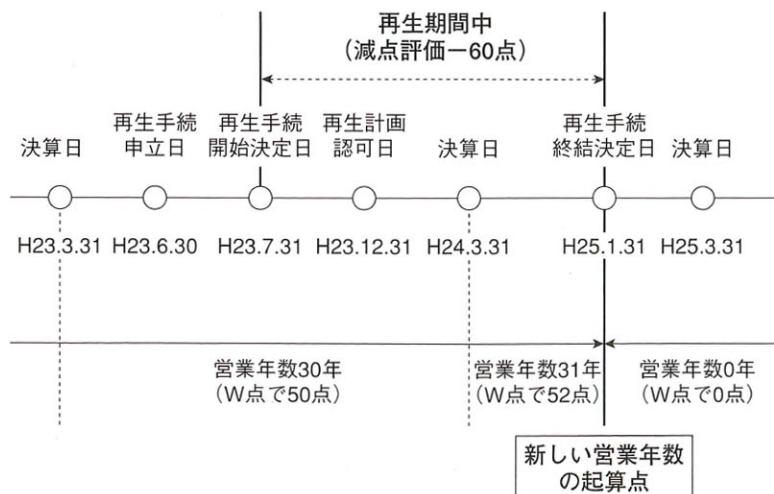
高齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者は毎年契約を更新するのが一般的なため、現在では技術者として認められない。高齢者の雇用促進という同法の趣旨に対応して雇用している継続雇用制度の対象者が技術者として認められないことを是正するため、継続雇用制度対象者については雇用期間が限定されても評価対象に含めることとする。

(3) 再生企業の評価の見直し（図表3）

再生企業は債権カットなどにより地域の下請企業などの経営に大きな影響を与えており、経営事項審査の評価上も、地域貢献などを評価する社会性など(W点)において一定の減点措置を講じることが適当と考えられる。このため、下請企業などの意思に関わらず債権カットなどを行いうる法的整理(民事再生手続および会社更生手続)を行った企業を対象に減点評価を行うこととする。なお、減点評価の対象となるのは改正基準の施行後(2011年4月1日)以降に法的整理の申立を行った申請者とし、それ以外の者については遡及して減点評価は行わないこととする。

【減点方法】

①再生期間中(手続開始決定日～手続終結決定日)、60点(W点の「営業年数」評価の最高点)をW点から一



図表3 営業年数30年の建設業者が民事再生手続を申請した場合

律に減じて評価する。

②再生期間終了後、W点の「営業年数」の評価をゼロ年にリセットし、手続終結決定日を起算日として営業年数の計算を再スタートする。

(4) 社会性など(W点)の評価項目の追加

①建設機械の保有状況（図表4）

建設投資の減少などにより厳しい経営環境が続く中で、建設機械の保有に伴う負担は無視できないものとなっている。建設機械は災害時には地域の復旧に不可欠な機材となることから、地域防災への備えの観点から、建設業者の建設機械の保有状況を社会性など(W点)で加点評価することとする。具体的には、建設機械抵当法施行令別表に掲げる機械類のうち、災害復旧時において使用される代表的な建設機械であるショベル系掘削機、ブルドーザーおよびトラクターショベルについて、自ら所有する台数に応じて加点評価を行うこととする。

なお、建設機械のリース利用が増えてきている現状を踏まえ、実質的に所有と同視しうる審査基準日から1年7ヶ月(経営事項審査の有効期間)以上の使用期間が定められているリース契約を締結している場合についても加点評価を行うこととする。

②国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

（図表5）

国際標準化機構が定めた規格であるISO9001(品質

区分	建設機械の所有及びリース台数	点数
(1)	15台以上	15
(2)	14台	14
(3)	13台	13
(4)	12台	12
(5)	11台	11
(6)	10台	10
(7)	9台	9
(8)	8台	8
(9)	7台	7
(10)	6台	6
(11)	5台	5
(12)	4台	4
(13)	3台	3
(14)	2台	2
(15)	1台	1
(16)	0台	0

図表4 建設機械の保有状況の点数

区分	国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	点数
(1)	第 9001 号及び第 14001 号の登録	10
(2)	第 9001 号の登録	5
(3)	第 14001 号の登録	5
(4)	無	0

図表5 國際標準化機構が定めた規格による登録の状況の点数

管理)、ISO14001(環境管理)の取得は、多くの都道府県などにおいて発注者別評価点で評価されており、経営事項審査の評価対象に追加することにより、受発注者双方の事務の重複・負担の軽減を図ることが可能となる。このため、(財)日本適合性認定協会(JAB)またはJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関が認証したISO9001、ISO14001を取得している申請者について加点評価を行うこととする。

なお、認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく特定の営業所単位での認証となっている場合は評価対象外とする。

3. 新しい虚偽申請防止対策（図表 6）

経営事項審査の公正性を確保するため、虚偽申請防止対策の強化について次のとおり運用面の改善を行う。今後は審査行政庁(国および都道府県)および経営

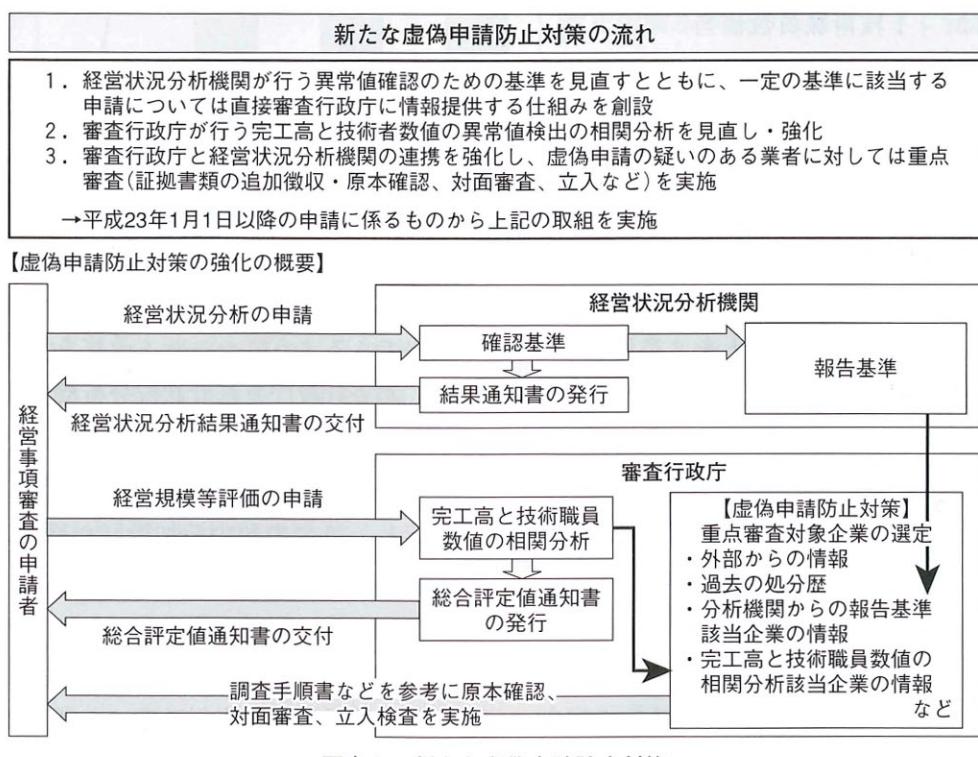
状況分析機関の確認事務がそれぞれ強化されるとともに、経営状況分析に係る異常値情報が審査行政庁に情報提供されるなど、双方の連携強化が図られる。

(1) 疑義項目チェックの再構築 (図表7)

各経営状況分析機関では、全ての経営状況分析の申請について、統計的異常値などが見られる申請をシステムで抽出し、内容確認と補正指導を行っている（疑義項目チェック）。しかし、システム設計上の抽出数が膨大であること、経営状況分析機関には立入権限などなく審査に限界があることから、結果として真偽の確認が充分に行えていないものがあるおそれがあった。

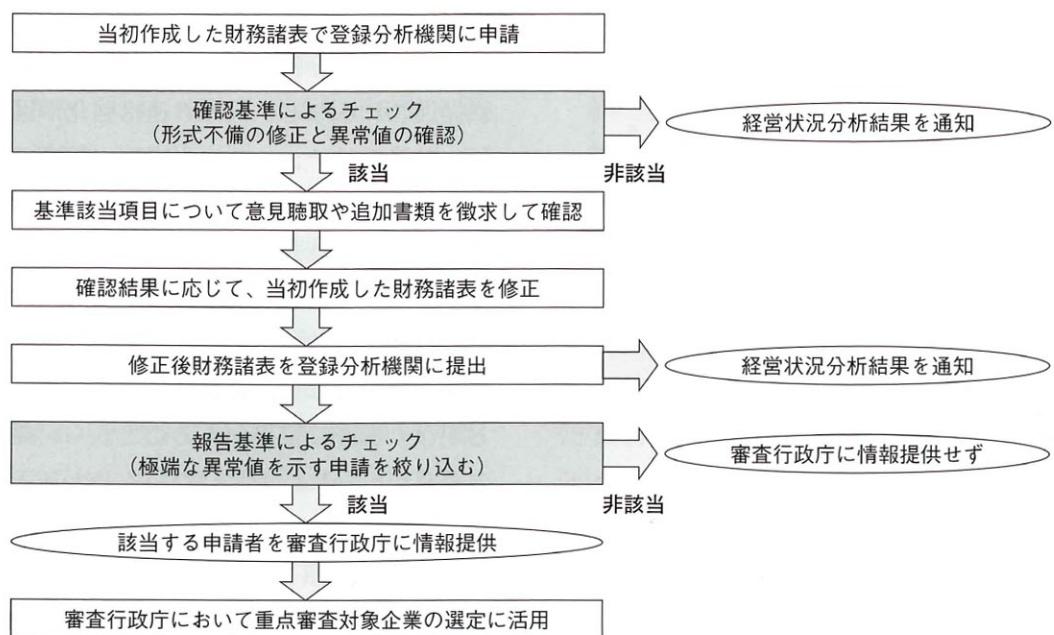
今般、疑義項目チェックに使用中の基準について、最新の「経営状況分析の評点が高くて倒産した企業」、「経営事項審査の虚偽申請で処分を受けた企業」の財務諸表を用いて有効性の再検証を行い、基準値の修正と一部指標の入替えを行った新たな基準(確認基準)を策定した。

さらに、確認基準の中から虚偽申請の抽出に特に有効と考えられる指標を選定し、より基準値を厳しく設定した基準(報告基準)を新設することで、重点審査が可能な件数まで抽出数の絞込みを実施する。絞り込ん



図表6 新たな虚偽申請防止対策

特集 「経営事項審査の審査基準」改正の概要



図表7 新たな疑義項目チェックの仕組み

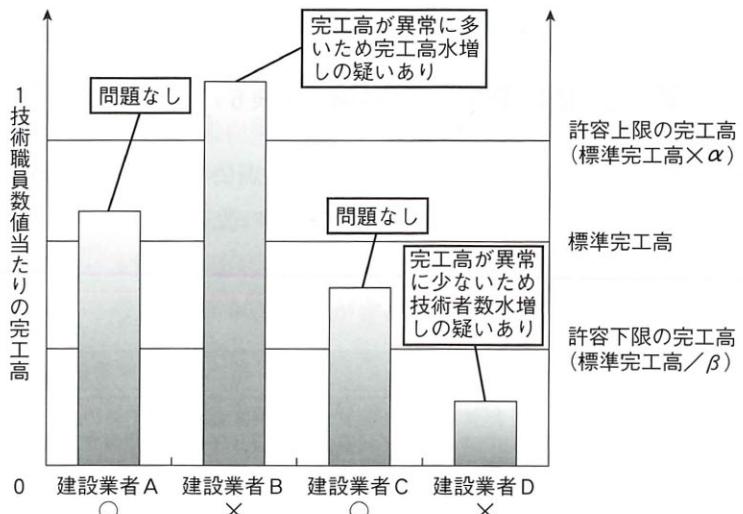
だ申請については、審査行政庁に直接情報提供を行い、許可行政庁での重点審査企業(対面審査、原本確認、立入検査などの実施)の選定に活用することで虚偽申請防止の取組を強化していく。

(2) 完成工事高と技術職員数値の相関分析の見直し(図表8)

審査行政庁では、「1技術職員数値当たりの標準完成工事高」を用いて、技術職員数値に比べて極端に完成工事高の高い申請をシステムで抽出している(完成工事高と技術職員数値の相関分析)。しかし、建設投資の大幅な減少と2008年の技術職員数の評価の改正(従来は無制限であった1人の技術者の複数業種での重複カウントを2業種までに制限)の影響により、相関分析が適正に機能しなくなっている。

今般、最新の経営事項審査の結果を用いて、「1技術職員数値当たりの標準完成工事高」の再計算を行うとともに、審査行政庁の重点審査企業の選定に役立つように、標準完成工事高からの乖離度合いを追加で情報提供できるよう、システム改修を実施する。

さらに、完成工事高の極端に大きい申請だけでなく、新たに完成工事高に比べて技術職員数値が極端に高い



図表8 完成工事高と技術職員数値の相関分析のイメージ図

(技術職員数の水増しの可能性がある)申請についても抽出できるようにシステム改修を実施する。

(3) 審査行政庁と経営状況分析機関との連携強化

審査行政庁では、新たに経営状況分析機関から提供される情報なども活用して適切に重点審査対象企業を選定し、証拠書類の追加収集や原本確認、対面審査、立入検査などを効果的に行う。また、疑義項目チェックの再構築や相関分析の見直しに対応し、財務諸表の粉飾を発見する際の着眼点や確認方法について記載した調査手順書を審査行政庁に参考配布し、審査行政庁で虚偽申請防止の取組を強化する体制を構築する。

労働基準法改正の概要

厚生労働省労働基準局監督課

森 麻理子

1 はじめに

2010年4月1日から改正労働基準法が施行された。この改正法は長時間労働の抑制を主たる目的としている。長時間労働は労働者の健康上問題があるばかりではなく、仕事と生活の調和の観点からも抑制されるべきものである。改正法の内容に沿って、使用者、労働者の双方によって時間外労働の抑制が図られることが期待される。

近年、パートタイム労働者など短時間で働く者が増加する一方、一般労働者の労働時間は高止まりしており、長短二極化がみられるようになっている。特に、子育て世代の30代男性の5人に1人が週60時間を超える長時間の労働を行っており、健康を損なう例も見られる。少子高齢化が進行し労働力人口が減少する中で、労働者が健康を保持しながら労働以外の生活のための時間を確保して働くことができるよう、労働環境を整備することが重要な課題となっている。また、社会が複雑化する中で、労働者の仕事と生活の調和を図る観点からも、年次有給休暇にも多様な役割を果たすことが期待されている。例えば、子供の送り迎え、親の介護が必要となった場合や通院など、それぞれの事情に対応して、時間単位での年次有給休暇の取得を可能とすることが望まれているところである。

これらの課題に対応するため、改正労働基準法によ

り労働時間に関する制度について見直しが行われ、月60時間を超える時間外労働について法定割増賃金率を25%から50%に引き上げるなどの見直しを行うとともに、年次有給休暇の時間単位での取得を認めることとされた。

2 改正労働基準法の全体像

改正労働基準法の内容は大きく分けて以下の4点となっている。

1. 限度時間を超える時間外労働の抑制
2. 1か月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ
3. 代替休暇制度の創設
4. 年次有給休暇の時間単位付与

3 限度時間を超える時間外労働の抑制

労働基準法では、法定労働時間は原則1日8時間、1週間40時間とされており、これを超えて延長して労働させなければならないときは、労使協定(36協定)を締結し、労働基準監督署へ届け出なければならず、時間の延長時間を定めなければならない。具体的には、法定労働時間を超える時間外労働を行わせる場合には、まず、労働者の代表者と使用者との間で労使協定

特集 労働基準法改正の概要

を締結し、時間外労働をさせる必要のある具体的な事由、業務の種類、労働者の数、延長して労働させることができる時間について定めなければならず、その協定の範囲内で使用者は労働者に時間外労働をさせることができる。

さらに延長時間については、時間外労働の限度に関する基準(1998年労働省告示第154号)において限度時間が定められており、例えば1か月であれば45時間までとされている。ただし、臨時に特別な事情により労働時間の延長が見込まれる場合であって、36協定において延長を認める旨を協定している場合に限り、限度時間を超えて時間外労働をさせることも可能である(特別条項付き36協定)。これにより、例えば通常の延長時間は1か月45時間とする一方で、特別の事情ある場合には、延長時間を1か月60時間とすることができます。

今回の改正法によって、限度時間を超えて労働させる場合の取扱いが変更された。特別条項付き36協定を締結する際には、労使で、

- (1) 限度時間を超えて労働させる一定の期間(1日を超える3か月以内の期間、1年)ごとに当該労働を行った場合に支払う割増賃金率を定めること
- (2) (1)の率を法定割増賃金率(25%)を超える率とするよう努めること
- (3) そもそも延長することができる時間数を短くするよう努めること——とされた。

なお、限度時間を超える時間外労働を抑制するよう努めることを求めるこれらの規定は、企業規模にかかわらず適用されることとされており、法定割増賃金率の引上げ(詳細については、次項4で解説する)が猶予されている中小企業にも適用されることとなる。

4 1か月60時間を超える時間外労働についての割増賃金率の引上げ

改正の2点目として、1か月について60時間を超えて時間外労働をさせた場合には、その超えた時間の労働について、法定割増賃金率が2割5分以上の率から5割以上の率に引き上げられた。これは、割増賃金による使用者の経済的負担を加重することによって特に

長い時間外労働を強力に抑制することを目的とするものである。

ただし、この割増賃金率の引上げは、中小企業については、当分の間、適用が猶予される。ここでいう中小企業とは、中小企業基本法における中小企業の定義を参考としており、業種ごとに「資本金又は出資の総額」と「常時使用する労働者の数」によって中小企業に該当するか否かが判断される。例えば建設業であれば、「資本金又は出資の総額」が3億円以下または「常時使用する労働者の数」が300人以下であれば中小企業に該当することとなる。

業種については中小企業基本法と同様に、日本標準産業分類により判断される。また、判断に当たっては、経営体力を考慮するという趣旨から、事業場単位ではなく、企業単位で判断される。

この猶予措置の今後の取扱いについては、法律の施行から3年経過後に、改めてその時点における法の施行の状況や、時間外労働の動向などを勘案して検討することとされている。

【中小企業の定義】

業種	資本金または出資の総額	常時使用する労働者の数
小売業	5,000万円以下	または 50人以下
サービス業	5,000万円以下	または 100人以下
卸売業	1億円以下	または 100人以下
上記以外	3億円以下	または 300人以下

改正が適用される大企業は、このほか以下のことにつきなければならない。

- (1) 深夜労働については、改正前と変わらず25%以上の割増賃金が必要であること
- (2) 休日労働については、改正前と変わらず35%以上の割増賃金が必要であること

5 代替休暇制度の創設

改正の3点目として、月60時間を超える時間外労働を行った労働者に対し、今回の改正によって引き上げられた割増賃金の支払に代えて、有給の休暇(代替休暇)を与えることができることとなった。

1か月に60時間を超える時間外労働を行う労働者

は、健康面に不安を抱えることも少なくない。今回の改正では割増賃金率が引き上げられた(詳細は前項4で解説)が、そもそもこのような労働者に対しては、金銭による補償に代えて、休暇を取得することにより、疲労回復に役立てるにも有意義と考えられることから、代替休暇制度が創設された。

実際に代替休暇制度を導入する場合には、労使協定の締結が必要となり、実際に代替休暇を取得するか否かについては個々の労働者の選択に委ねられる。代替休暇は、労働者が実際に取得して初めて割増賃金の支払に代えることができるものである。定められた一定の期間内に休暇が取得されなかった場合には、使用者の今回の改正による引上げ分の割増賃金の支払義務は消滅せず、使用者は労働者に対して本来支払うべき率による割増賃金を支払わなければならない。

また、代替休暇は今回の改正による25%以上から50%への引上げ分の割増賃金の支払に代わるものであることから、改正前から支払わなければならぬこととされていた25%以上の割増賃金については、引き続き金銭により支払わなければならない。

代替休暇制度を導入する際に締結が必要となる労使協定においては、以下の事項を定める必要がある。

①代替休暇の時間数の具体的な算定方法

この算定方法は、1ヶ月について60時間を超えて時間外労働をさせた時間数に、労働者が代替休暇を取得しなかった場合に支払うこととされている割増賃金率と、労働者が代替休暇を取得した場合に支払うこととされている割増賃金率との差に相当する率(以下「換算率」という)を乗じることとされている。

②代替休暇の単位

代替休暇は、1時間単位など付与単位をあまりに細切れにすると、休息を与えるという趣旨から意味をなさないこととなるが、一方で、付与単位を大きくすると多大な時間外労働を行った場合にしか取得できないこととなるため、1日または半日単位で与えることとされている。労使協定においては、この範囲内で、当該事業場における代替休暇の付与単位について定めることとなる。ただし、代替休暇以外の通常の労働時間の賃金が支払われる休暇と合わせて与えることができる旨を労使協定において定めた場合には、当該休暇と

合わせて1日または半日として与えることも可能である。

③代替休暇を与えることができる期間

代替休暇を付与する時期については、長時間の時間外労働を行った時からあまりに離れた時期に付与しても健康確保の趣旨から外れてしまう。その一方、例えば1か月内に取得しなければならないとする実際には休暇を取得できない状況が多くなることも考えられることから、時間外労働を行った月から2か月以内の期間で労使協定において定められた期間内で、代替休暇を付与することとされている。

④代替休暇の取得日の決定方法、割増賃金の支払日

代替休暇について、賃金の支払額を早急に確定させる観点から、(ア)労働者の意向を踏まえた代替休暇の取得日の決定方法(イ)1ヶ月について60時間を超える時間外労働に係る割増賃金の支払日——の2点についても労使協定で定める必要がある。(イ)については、労働者の代替休暇取得の意向に応じて、次のようになる。

- A) 労働者に代替休暇取得の意向がある場合には、改正前にも支払義務のあった割増賃金について、当該割増賃金が発生した賃金計算期間に係る賃金支払日に支払うこととなる。
- B) A)以外の場合(例えば、労働者に代替休暇取得の意向がない場合、労働者の意向が確認できない場合など)には、法定割増賃金率の引上げ分も含めた割増賃金について、当該割増賃金が発生した賃金計算期間に係る賃金支払日に支払うこととなる。

以下、代替休暇の具体的内容について、具体例を使って解説をする。具体例においては、代替休暇を取得した場合の割増賃金率が25%、代替休暇を取得しなかった場合の割増賃金率が50%であって、所定労働時間が8時間であり、半日に相当する時間は4時間である場合を前提とする。

①代替休暇として与えることができる時間数の算定方法

例の場合には、換算率は $(50\% - 25\%) = 25\%$ となる。月に76時間の時間外労働をしたとすると、月60時間を

特集 労働基準法改正の概要

超える時間外労働時間数は16時間。この16時間が何時間分の代替休暇となるかについては、この16時間に換算率を乗じて算出する。すなわち、 $16\text{時間} \times 25\% = 4\text{時間}$ の代替休暇に当たることとなる。

月に80時間の時間外労働をした場合については、月60時間を超えるのは20時間分であるため、 $20\text{時間} \times 25\% = 5\text{時間}$ の代替休暇に当たることとなる。

②代替休暇の単位

例の場合、1日の代替休暇取得のためには、月60時間超の時間外労働が32時間、つまり月92時間の時間外労働が必要となる。

また、4時間の休暇を与えるには、1か月の時間外労働が76時間（月60時間を超える時間外労働が16時間）必要だが、実際には時間外労働が75時間であるというような、付与単位に満たない場合が考えられる。こうした場合にも、使用者が休暇を上乗せして、半日として与えることを労使協定において定めれば、半日の代替休暇を与えることができる。

③代替休暇を与えることができる期間

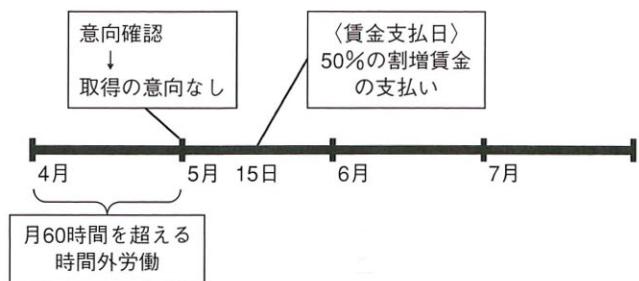
前述のとおり、時間外労働を行った月から2か月以内の期間で労使協定において定められた期間内で付与することとなる。

④代替休暇の取得日及び割増賃金の支払日の例

- ・賃金締切日が月末
- ・賃金支払日が翌月15日
- ・代替休暇は2か月以内に取得
- ・代替休暇を取得しなかった場合の割増賃金率50%
- ・代替休暇を取得した場合の割増賃金率25%

とされている事業場の場合の例

B) A)以外の場合(労働者に代替休暇取得の意向がない場合、労働者の意向が確認できない場合など)



以上の内容を労使協定において定めて代替休暇を導入し、実際に労働者が代替休暇を取得した場合、それにより引上げ分の割増賃金（この例の場合、 $50\% - 25\% = 25\%$ 分の割増賃金）の支払いが不要となる時間は、労働者が取得した代替休暇の時間数を、換算率で除して得た時間数の時間となる。

1か月80時間の時間外労働をした労働者が、半日の休暇を取得したとする。取得された4時間の休暇は、換算率で割り戻すと $4\text{時間} \div 25\% = 16\text{時間}$ 分の引上げ分の割増賃金に相当する。よって、月80時間の時間外労働をし、4時間の代替休暇を取得した場合は、支払うべき割増賃金は以下のとおりとなる。

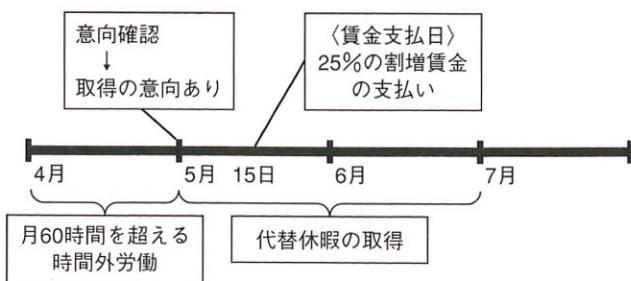
- ・時間外労働時間数のうち月60時間目までについてはこれまで通り25%の割増賃金
- ・月60時間を超える時間外労働20時間のうち、休暇に代替された16時間分については25%の割増賃金、休暇に代替されていない（20時間 - 16時間 = 4時間）については50%の割増賃金

6 年次有給休暇の時間単位付与

法改正により、年次有給休暇を、年に5日分に限り時間単位で取得することが可能となった。

そもそも、年次有給休暇は、労働者の心身の疲労を回復させるとともに、ゆとりある生活の実現に資することを目的とした制度であり、1日単位で取得することが原則である。ただ、年次有給休暇の取得状況を見ると、取得率は5割を下回っている一方で、特に子育て世代の労働者の間に、時間単位の取得を求める声がある。これらを踏まえ、今回の改正においては、年次

A) 労働者に代替休暇取得の意向がある場合



有給休暇の有効活用を図り、年次有給休暇の取得率を向上させ、仕事と生活の調和を図る観点から、年次有給休暇の時間単位付与が可能となった。

実際に制度を導入する場合には、労使協定の締結が必要となる。労使協定において定めるべき事項は以下のとおりである。

①時間単位で年休を与えることができる労働者の範囲

年次有給休暇の取得に際しては事業の正常な運営との調整を考慮する必要がある。したがって、事業の正常な運営との調整を図る観点から、時間単位年休の対象労働者の範囲を定めることとされている。

なお、年次有給休暇を労働者がどのように利用するかは労働者の自由であるため、利用目的によって時間単位年休の対象労働者の範囲を定めることはできない。

②時間単位で与えることができる年休の日数（5日以内に限る）

時間を単位として与えることができる年次有給休暇の日数は5日以内とされており、労使協定では、この範囲内で定める必要がある。なお、当該年度に取得されなかった年次有給休暇の残日数・時間数は、次年度に繰り越されることとなるが、当該次年度に取得できる時間単位年休の日数は、前年度からの繰越分も含めて5日の範囲内となる。

③時間単位で与えることができるとされる有給休暇1日の時間数

1日分の年次有給休暇が何時間の時間単位年休に換算されるかについて定める必要があるが、この時間数を定める際には、当該労働者の1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間が異なる場合には、1年間における1日平均所定労働時間数）を下回らないよう設定しなければならない。つまり、1日の所定労働時間が8時間である労働者については8時間と定めれば足りるが、7.5時間のように1時間未満の端数がある場合には、端数を切り上げて8時間として定めることとなる。

④1時間以外の時間を単位として時間単位年休を与えることとする場合には、その時間数

時間単位年休を導入する際、1時間単位ではなく、2時間や3時間を最低単位として設定することも可能

だが、その場合はその時間数を労使協定において定める必要がある。

また、時間単位の年次有給休暇であっても、年次有給休暇の性格は日単位と変わらず、実際に時間単位で取得するか否かは個々の労働者自身が決めるうことになる。また、時間単位年休も年次有給休暇であるので、事業の正常な運営を妨げる場合は使用者による時季変更権が認められるし、導入した際には就業規則の変更も必要となる。

了 おわりに

今回の改正は、法定割増賃金率の引上げなどの法的義務のほかに、労使当事者が長時間労働の抑制に向けて努めるよう求める内容を含むものである。今回の改正を機会に、労使が長時間労働の抑制と仕事と生活の調和の実現に向けて積極的に取り組むことが期待される。

※参考：詳細については、厚生労働省のホームページをご覧いただきたい。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/12/tp1216-1.html>



第4回 東北支部

支部活動の報告



I. 東北の状況

東北支部の会員数は発足当初よりかなり減り、平成22年3月末現在で正会員が29社、正会員の出先が6社、特別会員が1社の計36社です。

昨年は、支部会員の皆様にご無理をお願いして会費値上げを承認いただきました。今後は会員の増強に努力し、支部の活性化を図って参りたいと考えています。

東北地区は、公共工事への依存の比重が高い地域です。事業者は各種団体に加盟して情報を収集したり、資格を得ることで、他の事業者より優位に立てるよう努力をしているわけですが、最近はこうした努力の効果がなかなか表れないことに苛立ちを覚え、結局、国は…、地方は…と諦めてしまっているのが実情ではないかと思います。もっとも、これはどこの地域も同様かもしれません…。いずれにしても、(社)全防協に加盟し参加している以上、専門工事業者としての地位向上を図る上で、会員の増強が重要と思っております。

東北支部の平成22年度の事業計画と、その活動状況は次のとおりです。

【平成22年度事業計画】

1. 情報提供事業

- ①定期的に役員会を開催し、本部活動状況の伝達を行う。
- ②各団体の活動状況の情報収集および伝達を図る（特に建専連との連携を密にし、国交省および各自治体の動向の伝達）。
- ③各支部の活動状況を踏まえ東北支部の活性化を図る。

2. 教育情報事業

- ①登録防水基幹技能者講習および防水施工管理技

術者講習等の情報の伝達およびこれらに付随する講習・研修会等の開催。

- ②本部および各団体からの情報資料の配布。
- ③経営者および幹部職員に対し、外部講師を招いた講習会を行う。

3. 広報事業

- ①業界誌へのPR活動および各地区業界団体および関係団体との交流を図り、協会の認識を高める。
- ②諸官庁および各自治体に向け、協会の認識を高めるPR活動を行う。
- ③その他これらに関する事項。

事業計画は以上の内容となっておりますが、なかなか期待に添えかねているのが実情です。

II. 平成22年度活動状況

1. 平成22年度支部総会

開催日：平成22年6月22日

開催場所：ホテルモントレ仙台

平成21年度事業報告・決算報告、平成22年度事業計画・予算、支部会費の値上げ、役員改選、支部慶弔規定の見直しにつき案を上程し、いずれも可決承認されました。会費値上げでは、会員数の減少による財源不足について説明し、厳しいながらも承認をいただきました。その後、本部の井上経営委員長のご臨席をいただき、本部の状況および今後に向けた意見交換会を行いました。

2. 研修会の開催

開催日：平成22年10月19日

開催場所：仙台ビジネスホテル

参加者数：23人

研修内容：

①スクールニューディール構想の概要

(講師△海堀雄司氏(田島ルーフィング(株)仙台営業所 係長))

スクールニューディールの規模と構想、国庫補助と地方負担、住宅エコポイントについての概要説明に続き、太陽光発電と防水・環境関連の動向等について、仙台市内の市立小学校(7校)の太陽光発電設置に伴う防水改修工事発注における実際の施工事例も併せ、研修を行いました。

②ファクタリングに関する説明

(講師△萩野昌孝氏(株建設経営サービス金融・数量積算事業本部ファクタリング事業部 次長))

下請債権保証支援事業の概要、申込み手続き等を解りやすくご説明をいただきました。



研修会は、内容、時期的な開催のタイミング等、難しい面もありましたが、参加された方々から「生の説明を聞くことができて有意義だった」とのご意見をいただきました。

研修については、今後もよく検討して、呼びかけも広く行って実施したいと考えています。オーナー経営者の方々だけでなく、将来に向け、若い営業職の方々の参加も期待しています。

III. 東北のご紹介

本州最北端の地、青森県は、昨年12月に待望の東北新幹線が開通し、東京～新青森駅間が3時間10分で結ばれました。千人風呂の酸ヶ湯温泉、奥入瀬渓流、尻

屋崎の寒立馬、日本三大霊場の恐山などがあり、弘前城の桜、ねぶた祭りも有名です。

秋田県は、田沢湖や八幡平、八郎潟、ガンに効くといわれる鶴の湯温泉などが有名です。東北の小京都として知られる角館は盛岡市から1時間程度です。東北三大祭の竿灯祭りも勇壮です。

県で面積が日本一広い岩手県は、義経の東下りで有名な平泉の中尊寺があり、世界遺産登録を目指した運動が続けられています。宮沢賢司、石川啄木が生まれ、過ごした岩手県は、歴史、文学への興味からも訪れたいところです。

東北の中心地宮城県は、東北6県の中で1番面積が小さい県です。日本三景の松島は、特に冬がお勧めです。政令指定都市でもある杜の都仙台は、住みやすく、海も山もすぐ近く大変恵まれた土地柄です。

山形県は、芭蕉で有名な山寺、樹氷で知られる蔵王があります。風情ある銀山温泉は、特に冬の夜の夜景が静かで雰囲気があります。庄内地方は、日本でミイラが1番多い地域もあるそうです。

戊辰戦争における会津・白虎隊の悲劇が伝えられる福島県は、日本で3番目に大きい県で、浜通り、中通り、会津地方と3つの地区に分けられます。日本で4番目に大きい猪苗代湖、岐阜・飛騨高山と並び昔の風情を醸し出す大内宿などもあり、自然環境に溢れ、山の幸、海の幸にも恵まれた県です。

以上、東北地区6県は、気候風土も太平洋側と日本海側とではかなり違います。我々防水工事を生業としている業者にとって、宮城県内と福島県の浜通りと内陸部は何とか施工が可能な地域ですが、その他の地域の施工環境は大変厳しいです。

面積が広い割には人口が少なく、民間の経済に頼るだけでは厳しい地域といつても過言では無いでしょう。それだからこそ、技能工の育成に努力し、資格の取得が評価につながることを期待しております。

レポート紹介

第4回 防水施工管理技術者 資格更新

当協会の「防水施工管理技術者」資格については、資格取得から4年で更新手続きを行うこととなっている。昨年10月、平成18年10月に実施された第4回認定試験における資格取得者が更新期を迎える、対象者は指定された4テーマの中からレポートの提出を条件に資格の更新が行われた。資格更新申請者53名の中から、優秀レポートをテーマ別に紹介する。

防水工事における 環境問題と対策について

瀝青建材(株) 今井 武義

私の経験したあるマンションの改修工事で、前面が小学校で隣に飲食店が並んでいる現場の施工がありました。施工前の設計では、屋根が露出アスファルト防水層を撤去し、新規に露出アスファルト防水(熱工法)の仕様、ルーフバルコニーが、下地処理後にウレタン塗膜防水(X-1)の仕様での施工となっておりました。設計事務所・ゼネコン・理事会との何度かの事前打合せで、現場周辺の施工環境・産業廃棄物・施工性などを説明し、設計変更をしていただき、熱アスファルト防水工法を既存上り防水層を撤去後、下地処理を行い、密着工法による塩化ビニル樹脂系シート防水、床面に関しては、既存防水層の膨れ部を切開し、あぶり補修後、機械的固定工法による塩化ビニル樹脂系シート防水の施工に変更し、既存床面のアスファルト防水層を撤去せずに産業廃棄物全般の排出を抑制することができました。また、ルーフバルコニーは、下地処理

後ウレタン塗膜防水X-1の環境対応型の仕様に変更し、臭いの抑制などのために水性系の材料を使用するようF☆☆☆☆への対応などをしてきました。それにより、現場周辺からのクレームなどもなく、無事現場を引き渡すことができました。今後もこのような作業環境の現場が増えてくると思われます。

現場の周辺状況を判断し、環境への負担を低減する課題が多くなってくると思われます。熱アスファルト防水においても、臭い・煙が少なく低温度での施工が可能なアスファルトで現場での溶融に必要な燃料を少なくし、二酸化炭素の排出量を削減することができます。また、露出防水などには、遮熱塗料による温度低減効果を高める材料を提案したり、緑化システムができる防水材には、ヒートアイランド現象の緩和になる緑化システムを採用することを提案し、住環境への向上にも積極的に取り組むようにしていきたいと思っております。これからも新しい防水工法などを勉強し、環境対策だけでなく、断熱材を取り入れた省エネルギー対策などにも対応していきたいと思っています。

後進の指導・育成について

中村瀝青工業(株) 遠藤 克徳

長年、防水工事業に関わってきて、最近特に思うことは、自分が蓄えてきた経験や知識をいかにして後輩

達に伝えていくか、ということです。

自分が入社したての頃は、現場で作業員と一緒に作業を行い、資材の運搬・搬入をしながら、防水の材料の種類や施工方法を覚えました。また、先輩と現場同行し、現場の状況や納まり、工程などの指導を受けながら現場管理の方法を学んだ記憶があります。

しかし、最近は景気悪化による影響で工事店の社員数も減少し、1人当たりの担当現場数が増加している状況です。

それに伴い、後輩達への指導に割く時間の減少や現場研修機会の削減など、丁寧な指導の継続ができずに知識の未熟なまま、現場を任せざるを得ない状況になっています。

また、元請においても同様に現場監督員の減少に伴い、防水に対する知識不足の人達が多くなったように感じます。現場の中で現場監督員と共に切磋琢磨しながら成長していく機会が減少し、後進に対する育成が幅広くできない環境になりつつあるのではないかでしょうか。

これは、現場作業員についても言えることですが、施工方法をうわべだけ習得して、しっかりした技術の伝承がなされておらず、理論的に防水の仕組みや漏水に対するポイントをつかみきれていない感じがします。

最近は特に、高分子系の工事量の増加など防水の種類も仕様も多様化しており、限られた工法に精通する作業員だけでは受注機会の減少にさらされかねず、複数の工種を習得した多能工に進化していく必要に迫られているように思います。

メーカー側からも作業員に対する研修機会が多く設

けられるようになり、技術を競う大会が開催されるなど、技術力の底上げを図る動きが出てきています。

特に防水工事は、長期の保証に対応していかざるを得ない宿命にあり、また、完成品に対する施主側の評価基準も厳しくなっており、後進への指導・育成が重要になってきています。それは、欠陥の発生や工期の延長につながることなど直接会社が不利益を被ることになります。自社においての工事の弱点、材料の欠点をできるだけ洗い出すことや、問題が発生した場合に速やかに内部公表できるような体制を整えることが必要です。

その上で、経験者が後輩と共に現場へ同行しながら、現状の問題点の把握に努めることや、カメラなどで状況を記録し、持ち帰って社内で協議し、作業の進め方・納め方を研究することが重要だと思います。

その積み重ねが経験値を高め、次世代への指導・育成にも役立てられることでしょう。また、メーカーや工事店の会合などで製品に生じた欠陥や変化の情報を公開することや、経験者による社員や作業員に対する勉強会の開催などで情報をしっかりと伝えていく努力を重ねるなど、業界ぐるみで指導をすることにより全体のレベルアップが図られ、しいては業界の発展にもつながることと思います。

今後の防水材・施工技術の向上に期待すること

(株)トヨシ商会 富岡 大和

私は防水業界に身をおいて今年で15年目に入り、10年が過ぎて保証期間を超えた物件も徐々に増えてきました。

防水工事は直接的(改修工事を施主から直接請け負う場合)にも、間接的(新築など元請がある場合)にも、施主様との繋がりが10年間続く近年の瑕疵担保履行法ができる数十年前より、責任施工を求められる建物にとって重要な工事だと思います。

そのような中、アスファルト防水といった高熱で危

険性の高い工法や、化学反応などにより、やはり危険性の高いFRP防水工法など、高強度で信用性のある防水工法は、取扱いがとても大変で、また作業員側からの視点としては、アスファルト防水は高齢化、FRP防水は取扱いの難しさという点で作業員が少ないのが現状です。

他の防水が簡易的なものという括りにするわけではないのですが、簡易的な工法によって施工ポイントを分かり易くさせることで、施工ミスが少なくなると思います。

・簡易的=誰にでもできる=他業種でも簡単にできる

簡易的といつても、例えばウレタン防水で塗る作業は同じだと考えた某職種(語弊があるといけないので)

が、とんでもない値段で受けた防水の仕上りを見ると、防水の「ぼ」の字もないような薄いウレタン塗膜になっていた…というような意味の簡易性ではなく、入隅やドレン回りといった防水におけるポイントを熟知した上で、施工性の良い防水材で施工をして、人為的なミスができるだけなくすという意味での簡易性を指します。

最近の新工法のほとんどは、性能が良く耐候性のあるものが日進月歩で開発され多種多様化しています。防水工事専門業者として、防水する場所の使用条件に

合った材質の選定や、端部の納まりのよい仕舞処理方法などを助言して、技術的な防水納まりを考えながら、誰にでもできるミスの少ない防水工法で漏水のない建物を作り、その結果が防水技術の向上に繋がっていくと思います。

以上のようなことを考えることで、漏水をなくすことが建物の寿命を延ばす一番の方法であり、防水工事という工程は建築工事において重要な工程のひとつであることを再確認しました。

防水工事の施工管理で 一番印象深い施工現場について

高山工業(株) 中野 与史樹

印象深い施工現場は、東京都内にある再開発工事の施工です。

現場に入りを始め、施工箇所の多さと監督の人数に驚かされました。当社が請け負う施工範囲は、大きく分けて高層棟、低層棟、地下、外構の4区画ありました。1区画の中には、数箇所の屋根およびピットなどの防水工事があり、それぞれに担当の監督がいました。

また、監督の入れ替わりや監督増員で工程が混乱し、無理な指示を受けていたことを今でも思い出します。施工箇所と監督の人数が多い現場は、その倍以上の下請けを抱えているため、出入りする作業員は計り知れません。そのため、現場独自のルールが定められ、ルールの理解と遵守が徹底されました。

現場独自といえば、設計による検査立会いがあげられます。当社の場合は、下地検査、工事立会い、完成検査の3検査がありました。

他の現場を回りながら、当現場を管理することは非常に難しく、打合せのためのスケジュール管理および施工範囲の把握、工程の確認を行なう必要がありました。打合せは、間違った理解がないように図や写真を用い、現地で監督および作業員立会いで納まり確認を行いました。

また、作業員には仕様別に色分けした範囲図を持たせ、追加または補修、不具合工事が発生した場合は書面に記入し報告する体制を整えました。工程は常に変動するもので、現場に常駐している作業員と連絡を取り合い、前工程の進み具合や手配する作業員の適正な人数を決めて対応しました。防水の納まりが困難な場所は、監督の同意や作業員の意見を取り入れて納めました。

当現場で経験した厳しい品質および工程の管理は他の現場管理にも反映しています。規模の大小に係わらず、数現場を同時に管理する場合は、各現場で防水範囲および仕様、納まりを現場監督と打合せし、できる限り明確な工程(着工日と施工日数)把握に努めます。

また、大型現場で出会った現場監督との打合せは、初めて担当する監督よりも打合せが容易で、コミュニケーションの大切さを改めて感じました。

防水工事の施工管理のまとめ役として、次の4項目が重要だと考えます(コストと安全を除く)。

1. 打合せのためのスケジュール管理
2. 防水範囲および仕様の把握(納まり検討)
3. 明確な工程の把握
4. 充実した人間関係の構築

「平成22年度 登録防水基幹技能者講習」 合格者発表

(社)全国防水工事業協会は、〔大阪会場〕10月4・5日、〔札幌会場〕10月14・15日に行った「平成22年度 登録防水基幹技能者講習」の合格者を12月3日に発表しました。合格者数は大阪会場が91人、札幌会場が80人の合計171人。

登録防水基幹技能者の資格制度は、1級技能士を対象とし職長の上位資格に位置づけられるもので、現場作業の中核的役割を担う防水工事における基幹的な技能者の育成を図ることを目的としています。平成20年の建設業法施行規則の改正により、国土交通大臣の登録を受けた団体が行う講習を修了した基幹技能者は、経営事項審査の技術力評点で加点の対象となりました。

当協会は平成20年に国土交通大臣の登録を受け、登録防水基幹技能者講習を行っており、今回の合格者により認定者数の累計は582人となりました。



札幌会場のようす

合格者の氏名は次の通りです
(受講番号順、敬称略)。

〔大阪会場〕

高橋敬一郎、吉岡浩二、長谷川寛、徳田浩樹、加内正治、森山盛弘、山本雄治、錦織満、岩見憲政、関原宗義、上田隆司、石田康彦、水野良彦、宮澤利明、初馬義彦、太田昌彦、佐野雄二、中村勝、吉川高志、尾藤三郎、高木伸一郎、喜多誠、矢野昭、斎藤隆志、松田一良、玉村圭一、竹橋俊之、坂本了、土田靖信、残熊義浩、中沢雄一、中西渡、椿川勝英、高田大輔、田辺和雄、増井豊、伊藤康彦、吉満敏之、吉田正、小倉和夫、早勢裕二、根來川英史、西村伸夫、紫藤隆、三原剛、梶谷純、秋山剛、小田桐龍馬、北村滋和、梅一弘、兼正人、山田博樹、村上和広、猪俣嘉信、安達直之、天野新次、鉢口正男、武林長生、大平利久、多治見明、佐藤幸一、田村耕一郎、樋口和史、

藤田康三、橋本元秀、西尾隆、草野新一、巽朗、角真吾、家本浩志、笛崎伸司、高田哲也、井上大晃、高岡信介、渡辺太市、奥村章太郎、牟禮敬介、押味一之、井垣泰輔、成本泰浩、野村正宗、箕輪憲人、南忠臣、村田

宏治、小川敬志、福岡輝行、西牧豊、和泉直行、山下昭人、山本裕三、岩根宏之

〔札幌会場〕

宇ヶ村直行、下野晃裕、高見直憲、吉田等、渡部一郎、石川琢也、松澤賢二、工藤晃正、下川雄三、佐藤俊和、山下紀之、澤崎文貴、杉内義昭、岩井正人、野澤康幸、石田秀一、橋本正敬、濱谷竜生、佐藤均、富永勉、菊地嘉教、五野井清志、佐藤学、三田忠雄、高須賀亨、石黒英樹、天間俊彦、高橋実智博、吉田真実、吉田晃欣、笠原昭、佐藤浩行、熊谷禎宏、川崎克一、木村隆幸、堀井智希、武田智城、佐藤秀雄、及川悠貴、田村和彦、柳橋元文、石丸喜寿、日下友和、沼川民夫、長尾光之、小倉浩樹、橋本幹雄、横江史尊、冷田哲也、佐渡勇、加賀谷真司、山中隆征、山本信行、笠間功平、菊池一成、海藤貴也、西木久雄、森田和宏、土生繁伸、菅野一吉、馬場哲也、佐藤信彦、三橋元、葛西克哉、中村稔、白鳥龍典、守実太朗、岩槻拓哉、木原禎幸、川副修司、杉本裕、田中昭男、三浦誠之、中林康紀、中野貴夫、村林宏幸、三井公彦、今野靖晃、秦哲也、中村壮志

研修会、講習会等報告

北海道支部

●意見交換会

開催日：平成22年2月15日(月)
場 所：ホテルニューオータニ札幌(札幌市)

テーマ：「適正価格の維持と保証書について」

参加人数：42人
※北海道防水工事業団体連合会と共催

●研修会

開催日：平成22年3月24日(水)、25日(木)

場 所：札幌市産業振興センター(札幌市)

テーマ：パソコン研修会「知って得するエクセル操作を学ぼう」

参加人数：8人

●講演会

開催日：平成22年5月13日(木)
場 所：札幌全日空ホテル(札幌市)

テーマ：

「住宅の10年保証等について」

(講師)種村俊勝氏(北海道建築指導センター)

参加人数：12人

●支部役員研修会

開催日：平成22年8月2日(月)
場 所：ホテルニューオータニ札幌(札幌市)

テーマ：

「下請債権保全支援事業などについて」

(講師)磯辺広直氏(北保証サービス株式会社 総務部 主査)

参加人数：8人

東北支部

●講演会

開催日：平成22年6月22日(火)
場 所：ホテルモントレ仙台(仙台市青葉区)

テーマ：

「事業承継について」

(講師)井上良夫氏(全国防水工事業協会 常任理事)

参加人数：15人

●研修会

開催日：平成22年10月19日(火)
場 所：仙台ビジネスホテル(仙台市青葉区)

テーマ：

第一部「スクールニューディール構想の概要」

(講師)海堀雄司氏(田島ルーフィング株式会社 仙台営業所 係長)

第二部「ファクタリングについて」

(講師)荻野昌孝氏(株建設経営サービス 金融・数量積算事業本部ファクタリング事業部 次長)

参加人数：23人



関東・甲信支部

●実務研修会(第22回～28回)

※第27回実務研修会は開催中止

開催日：[第22回] 平成22年3月10日(水)、17日(水)

[第23回] 平成22年7月2日(金)、6日(火)

[第24回] 平成22年8月17日(火)、18日(水)

[第25回] 平成22年9月9日(木)、10日(金)、24日(金)

[第26回] 平成22年11月11日(木)、12日(金)

[第28回] 平成23年3月17日(木)、18日(金)(予定)

場 所：城南職業能力開発センター(東京都品川区)

テーマ：パソコン研修「建設CAD初級研修」

[第22～24、26～28回]
(JW_CAD)、[第25回]
(Auto_CAD)

参加人数：[第22回] 28人

[第23回] 17人

[第24回] 19人

[第25回] 8人

[第26回] 9人

中部支部

●研修会

開催日：平成22年10月15日(金)

場 所：クーポール会館(静岡市葵区)

テーマ：

第一部「防水業界の現状とウレタン防水の将来像」

講師▷横山淳之輔氏 〈株)ダイフレックス 営業推進G 副部長〉
第二部「松下幸之助翁に学ぶ経営の神髄」
講師▷田辺信宏氏 〈松下政経塾 副所長〉

北陸支部

●日本建築学会(北陸)大会へ北川支部長がパネリストとして参加

開催日：平成22年9月10日(金)
場 所：富山大学五福キャンパス
(富山市)

テーマ：材料施工部門パネルディスカッション「つなぐ－継承と創生－」

●講習会(開催予定)

開催日：平成23年2月上旬
場 所：金沢勤労者プラザ(石川県金沢市)

テーマ：「環境を配慮した材料を使い、屋根改修を含めた外部改修トータルの受注を目指すには…」

参加人数：30人を予定

近畿支部

●若手経営研究会

開催日：平成22年2月25日(木)
場 所：大阪YMCA国際文化センター(大阪市中央区)

テーマ：

「いつもニコニコ現金回収」
(講師▷野上英則氏 〈野上司法書士事務所 所長〉)

参加人数：36人
開催日：平成22年11月18日(木)
場 所：大阪産業創造館(大阪市中央区)

テーマ：
パソコン「写真修正・加工」
(講師▷中村公威氏 〈ティエムランド 代表〉他)

参加人数：18人

●講演会

開催日：平成22年6月15日(火)
場 所：新大阪ワシントンホテル
プラザ(大阪市西淀川区)

テーマ：
「相続」が“争族”にならないために」
(講師▷野上英則氏 〈野上司法書士事務所 所長〉)

参加人数：76人
●前期技能検定学科試験受検準備
講習会(FRP防水他)

開催日：平成22年8月6日(金)
場 所：大阪産業創造館(大阪市中央区)

(講師▷内田高志氏 〈田島ルーフィング株〉)

参加人数：19人
●講習会

開催日：平成22年10月14日(木)
場 所：大阪産業創造館(大阪市中央区)

テーマ：
パソコン「エクセル中級講習」
(講師▷中村公威氏 〈ティエムランド 代表〉他)

参加人数：15人
●後期技能検定実技試験受検準備
ミニトライアル講習会

(改質アスファルトシートトーチ工法、アスファルト防水他)

開催日：平成22年12月2日(木)
場 所：近畿支部事務所(大阪市中央区)

(講師▷西田信弘氏 〈宇部興産株〉、荒木 孝氏 〈近畿支部前事務局長〉)

参加人数：11人

●後期技能検定学科試験受検準備 講習会

(改質アスファルトシートトーチ工法、アスファルト防水他)

開催日：平成23年1月13日(木)
場 所：近畿支部事務所(大阪市中央区)

(講師▷内田高志氏 〈田島ルーフィング株〉)

参加人数：5人

●講演会(開催予定)

開催日：平成23年2月25日(金)
場 所：ホテルモントレ大阪(大阪市北区)

テーマ：「未定」

(講師▷石丸英夫氏 〈社会保険労務士〉)

参加人数：40人を予定

中国支部

●研修会

開催日：平成22年10月16日(土)、17日(日)

場 所：富士通エフ・オー・エム(株)(広島市南区)

テーマ：パソコン研修会「やさしく学ぶJW_CAD 7」

参加人数：14人

四国支部

●講習会

開催日：平成23年1月18日(火)

場 所：ユアーズ(愛媛県新居浜市)

テーマ：「パソコンシステムによる工事管理について」

参加人数：15人

全防協関係の表彰者紹介

叙勲、国交・厚労大臣表彰、職業協会感謝状

上別府氏に瑞宝単光章

平成22年度の春の叙勲で、他団体推薦で上別府満氏(上別府工務所・鹿児島県)が技能検定功労により、厚生労働省から瑞宝単光章を受章されました。



上別府 満 氏

全防協会員に
技能検定関係で
厚労大臣表彰・
中央職能開発協会感謝状

11月に行われた平成22年度職業能力開発関係表彰式において、当協会関係では永年にわたる技能検定への貢献が評価され、団体として当協会近畿支部に厚生労働大臣から表彰状が授与されました。

北川栄一氏らが国土交通大臣表彰

平成22年度の建設事業関係功労国土交通大臣表彰で、当協会副会長の北川栄一氏(北川瀝青工業・石川県)が当協会推薦により、また岩野彰氏(岩野商会・長野県)、山下晴久氏(協同建材・静岡県)、山崎睦治氏(山崎工業・大阪府)

が他団体推薦により受賞されました。

北川氏は、当協会の北陸支部長も兼任されており、また、当協会以外の複数の業界団体でも役員の要職を務め、業界の発展に貢献されてきたことが評価されました。



北川栄一 氏



岩野 彰 氏



山下晴久 氏



山崎睦治 氏



奥山真一 氏



坂田守夫 氏



橋口律雄 氏



山本義治 氏



古賀博美 氏

新たな防水工の建設マスター誕生

石原、金田、野、松島の4氏 〈22年度優秀施工者国交大臣顕彰〉

優秀な技術・技能を持って建設産業の第一線で活躍し、後進の指導・育成等に多大な貢献をされている方を対象とした「優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター)」において、当協会が防水工で推薦した、石原勝美(山崎商会・鹿児島県)、金田哲郎(大栄商会・大阪府)、野幸雄(小島工務店・富山県)、松島孝行(松島防水工業・群馬県)の4氏が、平成22年度の建設マスターに選ばれました。

5月27日に東京・港区のメルパルクホールで開催された平成22年度「優秀施工者、建設産業人材確保・育成対策顕彰」(主催:国土交通省、建設産業人材確保・育成推進協議会)式典では、新たに411人の建設マスターが誕生しました。式典では、国土交通省建設流通政策審議官の小澤敬市氏が「受彰者は、ものづくり・人づくりの名人であり、これまでの努力に感謝と敬意を表するとともに、支えてくれた家族の方々にも心からの敬意を表する」と挨拶しました。

◆防水工は累計62人に

今回で19回目を迎えた同顕彰で選ばれた受彰者を含めると、防水工の建設マスターは累計で62人(うち当協会推薦は49人)となりました。

喜びの言葉

石原勝美 氏

「自分の施工した箇所で問題が起きた場合、自分の目で見て何が問題だったのかを判断できるようになるまで指導しています。今後も後進の指導に励みますが、自分自身も一生勉強だと思っています」



金田哲郎 氏

「若手指導は厳しく行っています。『明日もこの現場に来たい』と思わせるよう導くのが基本方針です。防水の仕事は責任施工。施主の要望に応えるための自分との戦いであることを伝えていきたいです」



野 幸雄 氏

「長年の経験を活かし、若い者の考えも受け止めながら、後進の指導に力を入れていきます。現場では施工技術とともに毎日の安全が大切なことを分かってもらいたいです。今後も若手と一緒に仕事に取り組みたいです」



松島孝行 氏

「若手への指導は、まず自分が実際に現場でやって見せたり、指導用テキストを作るなど努力しています。これからは業界発展のため、防水技能検定の検定委員にも携わっていきたいと考えています」



韓中日防水シンポジウムがソウルで開催

加藤理事が「日本の防水技能検定の実態」を発表

第2回韓中日防水シンポジウムが10月25日、韓国のソウル科学技術大学校で開催されました。シンポジウムでは各国の防水事情、学術研究、技術研究における合計19編の論文が発表され、全防協からは加藤和之理事(写真)が「日本における防水技能検定の実態」と題して論文を発表しました。



加藤理事は最初に、防水の技能検定が昭和31年に制定された「職業訓練法」(昭和60年に「職業能力開発促進法」に改正)に基づいて実施されていて、昭和51年度に初めて実施されたアスファルト防水工事作業から始まる歴史を紐解きながら、受検資格、技能者の資格者数などを解説しました。

続いて、技能検定試験の試験問題および試験実施要領の作成や技能検定試験実施に関する技術的指導などの業務は中央職業能力開発協会が行っているが、実際の実務は都道府県知事が行う合格決定に関するものを除き、厚生労働省令による指定試験機関が試験業務を

実施している場合が多い現状を伝えました。そして防水業界の学識者および関係業者が中央職業能力開発協会に協力する形で技能検定試験問題の作成に参加していると、業界の役割を説きました。

職業訓練法など行政対応のため昭和49年に全国防水工事業団体連合会(平成3年から社団法人全国防水工事業協会)が設立され、翌昭和50年に編集された「防水施工法」は、その後5度の大改訂を経ながら現在まで技能検定の教科書として使われていること、また、実技試験は都道府県の職業能力開発協会に協力する形で各自治体の防水工事業団体や防水関係業者が「技能検定委員」などの立場で参加していると語った後、技能検定委員の秘密保持義務、学科試験の出題範囲、10作業の合格取得者の推移、前期・後期の実技試験問題の概要などを解説しました。



◆技能の重要性を強調

続いて技能者に関する話に移り、技能検定は「働く人々の有する技能を一定の基準により検定し、国として証明する国家検定制度で、技能に対する社会一般の評価を高め、働く人々の技能と地位の向上を図ること」を目的とし、公共建築工事標準仕様書には「適用する工事作業中、1名以上のものが自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質を図るための作業指導を行う」などと記述されているほど日本では技能者が重視されているとして、技能の重要性を強調しました。

最後に、建築物における防水工事の重要性は変わらないが、複数の1級技能士資格を保持した、防水材料や工法の多様化・複合化に対応できる多能工の必要性が高まっていること、また、これからの建築現場は1級技能士としての優れた技能だけでなく、他の技能者への指導、他業種との連絡調整のできる基幹的技能者の能力が求められていることから、全防協では、一定の職長経験を有する1級技能士を対象とした登録防水基幹技能者の認定制度(建設業法施行規則によって国の登録講習制度として位置付けられた)を実施していることを説明し、加藤理事は話を締めくくりました。

日本建築学会PD

北陸の防水事情を発表

全防協・北川栄一副会長

昨年9月9～11日の3日間に亘って富山大学で開催された、日本建築学会大会(北陸)で、防水工事運営委員会主催による「防水が支える優良建築—長期優良住宅普及促進法、住宅瑕疵担保履行法との係わりの中で」をテーマとしたパネルディスカッション(PD)が行われました。なお、このPDに施工側代表のパネリストとして当協会・北川栄一副会長(北川瀝青工業)が参加され、「北陸の防水事情」について発言されました。以下にその概要を紹介します。

◆年間降雨日数187日

北陸の積雪量は、10年平均で福井市が年間143cm、富山市が126cm、金沢市が77cm、東京は3.7cmです。年間降水量は、東京が1,801mmに対して金沢が2,292mmですので、降水量では約500mmしか差がありません。しかし、降る日数が違います。東京は1mm以上の降雨日数

が115日なのに対し、金沢は187日と、1年のうちの半分以上で、雨が降っています。施工日数が確保できないと、必然的に工期に影響が出てしまいます。

◆塩ビ機械的固定工法が約50%を占める

30年前の北陸地域の防水工法別のシェアは、北陸地域で年間100万m²の防水施工を行っている当社の数字で、アスファルト防水が70%を占め、次がシート防水の18.9%でしたが、昨年は、アスファルト防水が17%、そしてシート防水が47%になっています。雨が多い北陸の場合、下地を乾燥させなければならないシートの密着工法は施工できなかったのですが、25年前に塩ビシート防水メーカーが上市した、今では一

般的になっている機械的固定工法が、下地の乾燥状態に影響を受けない工法であったことがシート防水のシェアが増えた理由です。言ってみれば、機械的固定工法は北陸からはじまったといつても過言ではありません。最近は全国的にみても塩ビシート防水の機械的固定工法の割合が大変高くなっています。

北陸地域に関しては、どんなに仕様がよくても、天候により施工できないことがあります。そうなると時期(冬場など)に合った工法を提案することになりますが、指定仕様・工法でなければならぬということでは、逆に品質が確保しにくい場合があるということを、是非、ご理解いただきたい。



発言をする北川栄一全防協副会長

PDのもよう



〈セメント系防水工事作業〉 課題A「モルタル防水工事」から 「ポリマーセメント防水工事」に変更

前期技能検定作業のセメント系防水工事作業において、平成22年度から従来の課題Aが「モルタル防水工事」から「ポリマーセメント防水工事」に変更されました。これに伴い、セメント系防水工事作業は課題A「ポリマーセメント防水工事」と、課題B「珪酸質防水工事」のいずれかで選択して行われることとなりました。概要は下枠内とのおりです。

平成22年度前期技能検定では、全国12都道府県でセメント系防水工事作業が実施公示され、課題A

の「ポリマーセメント防水工事」は東京都で実施されました。



「ポリマーセメント防水工事」
試験のもよう

◆平成22年度前期防水施工 セメント系防水工事作業実技試験概要

1級 = 次に掲げる課題Aまたは課題Bのうち、いずれかひとつの作業試験を選択して行う。

●課題A ポリマーセメント防水工事

- ①壁にある湧水の箇所を止水する。
- ②壁面および床面に切付け処理後、ポリマーセメント防水層をこて塗り仕上げする。

試験時間：1時間50分

●課題B 硅酸質防水工事

- ①壁にある湧水の箇所を止水し、切付け処理をする。
- ②壁面および床面に珪酸質防水層をはけ引き仕上げする。

試験時間：1時間50分

2級 = 次に掲げる課題Aまたは課題Bのうち、いずれかひとつの作業試験を選択して行う。

●課題A ポリマーセメント防水工事

- ①切付け処理および下地処理後、壁面ポリマーセメント防水層をこて塗り仕上げする。
- ②床面のポリマーセメント防水層をこて塗り仕上げする。

試験時間：1時間30分

●課題B 硅酸質防水工事

- ①切付け処理および下地処理後、壁面珪酸質防水層をはけ引き仕上げする。
- ②床面に珪酸質防水層をはけ引き仕上げする。

試験時間：1時間30分

日本建築学会

FRP防水工事施工指針が改定 通気緩衝仕様など追加

日本建築学会の「FRP防水工事施工指針・同解説」の改定版が、11月に発刊されました。今回の改定では、同学会が2008年に改定した「建築工事標準仕様書JASS 8 防水工事」との整合と、環境配慮に関する内容の充実が図られたほか、仕様の一部が見直されました。また、研究成果を反映した解説文が充実、表現を統一し、用語解説が新たに盛り込まれました。

防水層の種別と適用では、今回取り上げた仕様を①JASS 8 標準仕様②指針仕様③指針参考仕様に分類。①がJASS 8 (2008年版)で標準仕様になったL-FF仕様、②が今回の改定仕様で新たに取り上げられたL-FS仕様(通気緩衝仕様)、L-FF(u)仕様(ウレタン複合仕様)を含む6仕様、③が同指針に参考として掲載したL-FF(e)仕様(環境対応仕様)、防食ライニング仕様、重防食ライニングの3仕様で、防水層の種別に使用する記号は、JASS 8 (2008年版)に基づき基本的にアルファベット3文字で表記しています。

材料については、L-FS仕様、L-FF(u)仕様で使用する層間プライマーを新たに取り上げたほか、塗布面と5種類のプライマーとの組み合わせを説明しています。

適用範囲では、新たに屋上緑化

と木造住宅を追加。揮発性有機溶剤(VOC)の低臭化・安全衛生対策などの情報も掲載しています。

新仕様の概要

【L-FS仕様】

改質アスファルトなどの通気緩衝シートをFRP系塗膜防水層と下地の間に配置し通気層と緩衝層を設ける工法。下地のひび割れに対する優れた追従性を確保し、下地の水分を脱気することが可能。

工程は、平場の施工で次の通り。

工程1

プライマーまたは接着剤塗り
0.1~0.3kg/m²

工程2

通気緩衝シート張り付け

工程3

層間プライマー塗り0.2kg/m²

工程4

防水用ポリエステル樹脂塗り
0.4kg/m²

工程5

防水用ガラスマット#450を防水用ポリエステル樹脂1.6kg/m²で張り付け

工程6

防水用ポリエステル樹脂(トナー入り)塗り0.4kg/m²

【L-FF(u)仕様】

大面積の屋上駐車場などを対象に開発されたウレタンゴム系塗膜防水材と、FRP系塗膜防水材を組み合わせた複合工法。防食用仕上げでは屋上緑化に対応し、防滑仕上げでは駐車場で車両走行により発生する負荷に対し耐久性を保持できます。

工程は、平場の施工で次の通り。

工程1

プライマー塗り0.2kg/m²

工程2

ウレタンゴム系塗膜防水材塗り
(硬化物比重1.0の場合1.5kg/m²)

工程3

層間プライマー塗り0.2kg/m²

工程4

防水用ポリエステル樹脂塗り
0.4kg/m²

工程5

防水用ガラスマット#450を防水用ポリエステル樹脂1.6kg/m²で張り付け

工程6

防水用ポリエステル樹脂(トナー入り)塗り0.4kg/m²

トピックス

公共建築改修工事標準仕様書改定(平成22年版) ゴムアスファルト系塗膜防水工法を追加

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修による「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成22年版」が発行されました。先に行なわれた、同監修「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」との整合が図られるとともに、関係法令等の改正にも対応した見直しが行われています。特筆する点としては、防水改修工事において、塗膜防水工法に新たにゴムアスファルト系が追加されました。以下の抜

粋が、塗膜防水の適用範囲と材料に関する記載部分です。

◆「改修標仕」3章 防水改修工事 拔粋

6 節 塗膜防水

3.6.1 適用範囲

この節は、新設する防水層に屋根用塗膜防水材(ウレタンゴム系、ゴムアスファルト系)を用いて施工する塗膜防水に適用する。

3.6.2 材料

(a)主材料

塗膜を形成する材料は、JIS A 6021(建築用塗膜防水材)の屋根用により、種類はウレタンゴム系1類、ウレタンゴム系2類及びゴムアスファルト系とし、使用部位による区分は、平場は一般用又は共用、立上りは立上り用又は共用とする。

なお、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書を含めた官庁営繕関係統一基準は、国土交通省HPの下記アドレスから内容をご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_touitukijyun_touitukijyun.htm

改正廃棄物処理法、4月1日施行へ

昨年5月公布の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」(改正廃棄物処理法)が、本年4月1日から施行されることになりました。事業所と別の

場所に廃棄物を保管する事業者に知事への事前届け出を義務付けるなどのほか、建設工事で生ずる廃棄物の排出事業者を、原則その工事の元請業者として、処理責任の

元請一元化が図られます。一方、同法第21条の3第3項は下請業者が自ら運搬を行うことができる例外規定となっており、その条件は省令で定められる予定ですが、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会廃棄物処理制度専門委員会資料で明らかになっている素案概要は次のとおりです。

- 現場内保管を下請業者が行う場合、元請業者と同様の保管基準、改善命令を適用。
- 一定の基準(①～⑥)すべてを満たす軽微な修繕工事等で生じる廃棄物については、下請業者を排出事業者とみなして下請業者自らの運搬を認める。
- 下請業者が廃棄物の運搬、処分を他に委託する場合、下請業者を排出事業者とみなし、委託基準及び産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等を義務付け。
 - ①建築物その他の工作物に係る維持修繕工事(新築工事、増築工事、解体工事を除く。)であってその請負代金の額が500万円以下である建設工事(二つ以上に分割された契約は、一つ契約とみなす。)、または新築工事、増築工事、維持修繕工事の工事完成引き渡し後、それら工事の一環として行われる軽微な修繕工事(瑕疵補修工事)であって、請負代金相当額が500万円以下である建設工事に伴い生ずる廃棄物。
 - ②特別管理廃棄物以外の廃棄物。
 - ③1回に運搬する廃棄物の容積が1m³以下であることが明確な廃棄物。
 - ④運搬途中における、積替えのための保管を行わない。
 - ⑤運搬先が元請業者の指定する保管場所または(元請業者が設置する)処理施設であって、廃棄物を排出する建設工事現場と同一若しくは隣接する都道府県内であること。
 - ⑥下請業者自らが運搬する廃棄物について、それが生じる事業場の位置、その種類及び量、運搬先並びに運搬を行なう期間等が具体的に記載された、元請業者と下請業者との請負契約の「別紙」(元請業者および下請負人の押印が必要)と、請負契約の写しの携行。(瑕疵補修工事では、請負契約の写しに加え、建築物その他の工作物の引渡しがなされた事實を確認できる資料も必要)

下請債権保全支援事業の要件緩和

24年3月末まで1年延長

昨年3月から開始された下請債権保全支援事業は、元請建設業者等に対し有する手形を含む債権の支払いを受けたい下請建設業者、資材業者の間での利用が確実に拡がっています。

昨年10月の「円高・デフレ対応のための緊急総合対策」に基づく平成22年度補正予算が11月に成立し、12月22日から同支援事業が拡充・延長されました。主な拡充内容等は以下のとおりです。

【主な拡充内容】 _____が変更内容
○元請建設業者に係る要件緩和

同支援事業の対象となる元請建設業者について、保証を開始する年度又は前年度に公共工事の受注実績があること、又は保証を開始する日において、保証開始日の1年7カ月前の日の直後の事業年度修了日以降に経営事項審査を受けていることとされ、要件が緩和されました。

○保証枠方式の導入

保証を受けるのは、原則として下請建設業者等が手形の交付を受けた段階(手形以外の債権は支払請求段階)からでしたが、新たに、個々の下請工事等ごとに下請契約等を締結した時からも可能になりました。

○元請・下請に係る保証限度引上げ

保証ファクタリング会社ごとの元請・下請1社当たりの保証限度額が、元請建設業者については1億円アップの6億円に、下請建設業者等は3億円又は6億円が一律6億円に引き上げられました。

○事業期間の延長

対象となる債権について、平成23年3月までに支払保証が開始されたものから、平成24年3月までに開始されたものとされ、1年延長されました。

地域建設業経営強化融資制度も1年延長に

公共工事を受注した元請建設業者が、保証人や不動産担保が無くとも受注した公共工事の請負代金を担保に低利で融資を受けることができる、地域建設業経営強化融資制度も、平成22年度補正予算の成立を受け、12月22日から制度が拡充・延長されました。

【主な拡充内容】

○公共工事に加え、病院、福祉施設、PFIなどといった公共性のある民間工事の受注も融資対象になりました。

○事業期間の延長

融資開始の期限が、平成23年3月までから平成24年3月までとされ、1年延長されました。

技能者等の新規雇用に助成金

建設業者の連携体による雇用に
上限1千万円

建設業許可を有し、建設業に係る売上が売上全体の過半を占める建設事業者である法人2社以上が、連携して事業を行う場合に申請できる助成金制度の募集が2月に行われます。事業名称は、「建設企業の連携によるフロンティア事業」で、連携体が事業予定の過半を超える事業期間にわたり、新たに技能者、技術者、若年者などを1人以上雇用し、事業期間終了後も継続して雇用する見込みであることが条件で、1千万円を上限に助成されます(他への波及効果が高いと見込まれる連携体については、500万円の追加補助の可能性もあり)。

連携体には、必要に応じて異業種や大学等の研究機関が加わることも可能で、協同組合等が連携体の母体として申請することも可能です。

事業公募期間(2月15日～2月28日)までの期間に申請があったものの中から、全国で概ね100件程度が選定されます。国土交通省HPで募集要項がご覧いただけるとともに、各地方整備局に相談窓口がありますので、ご確認ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo14_hh_000180.html

参考資料

都道府県別公共工事設計労務単価金額推移(防水工)

都道府県	年度	労務単価	増減	都道府県	年度	労務単価	増減	都道府県	年度	労務単価	増減
北海道	平成20	14,200	200	愛知県	平成20	18,100	200	鳥取県	平成20	16,300	200
	平成21	14,600	400		平成21	18,000	△100		平成21	16,400	100
	平成22	14,700	100		平成22	17,400	△600		平成22	16,600	200
秋田県	平成20	12,300	△400	三重県	平成20	17,400	200	島根県	平成20	16,100	200
	平成21	12,100	△200		平成21	17,100	△300		平成21	16,200	100
	平成22	12,300	200		平成22	17,100	0		平成22	15,700	△500
青森県	平成20	12,700	△400	岐阜県	平成20	16,200	100	中国平均	平成20	16,180	200
	平成21	12,500	△200		平成21	15,900	△300		平成21	16,460	280
	平成22	12,700	200		平成22	15,600	△300		平成22	16,220	△240
岩手県	平成20	12,300	△400	中部平均	平成20	17,425	175	徳島県	平成20	14,600	200
	平成21	12,100	△200		平成21	17,375	△50		平成21	15,000	400
	平成22	12,300	200		平成22	17,000	△375		平成22	15,200	200
宮城県	平成20	12,600	△400	新潟県	平成20	13,900	△300	香川県	平成20	14,600	200
	平成21	12,400	△200		平成21	14,000	100		平成21	15,000	400
	平成22	12,600	200		平成22	14,200	200		平成22	15,200	200
山形県	平成20	13,100	△400	富山県	平成20	14,200	△400	愛媛県	平成20	14,600	200
	平成21	12,900	△200		平成21	14,000	△200		平成21	15,000	400
	平成22	13,100	200		平成22	14,200	200		平成22	15,200	200
福島県	平成20	13,800	△100	石川県	平成20	14,500	△100	高知県	平成20	14,500	200
	平成21	13,600	△200		平成21	14,900	400		平成21	14,900	400
	平成22	13,500	△100		平成22	15,100	200		平成22	15,100	200
東北平均	平成20	12,800	△350	北陸平均	平成20	14,200	△267	四国平均	平成20	14,575	200
	平成21	12,600	△200		平成21	14,300	100		平成21	14,975	400
	平成22	12,750	150		平成22	14,500	200		平成22	15,175	200
茨城県	平成20	17,400	△600	福井県	平成20	15,600	200	福岡県	平成20	14,200	△300
	平成21	17,300	△100		平成21	16,000	400		平成21	14,000	△200
	平成22	16,800	△500		平成22	16,200	200		平成22	13,800	△200
群馬県	平成20	16,600	△600	大阪府	平成20	16,300	200	大分県	平成20	14,200	△100
	平成21	16,800	200		平成21	16,700	400		平成21	14,000	△200
	平成22	16,600	△200		平成22	16,900	200		平成22	13,700	△300
栃木県	平成20	17,400	△600	京都府	平成20	16,000	200	佐賀県	平成20	14,200	△300
	平成21	17,200	△200		平成21	16,400	400		平成21	14,000	△200
	平成22	16,700	△500		平成22	16,600	200		平成22	13,800	△200
埼玉県	平成20	17,600	△600	滋賀県	平成20	15,700	200	長崎県	平成20	14,200	△200
	平成21	17,600	0		平成21	16,100	400		平成21	14,000	△200
	平成22	17,000	△600		平成22	16,300	200		平成22	13,800	△200
千葉県	平成20	18,000	△600	奈良県	平成20	16,200	200	熊本県	平成20	14,200	△200
	平成21	17,700	△300		平成21	16,600	400		平成21	14,000	△200
	平成22	17,100	△600		平成22	16,800	200		平成22	13,700	△300
東京都	平成20	17,800	△300	和歌山県	平成20	16,200	200	宮崎県	平成20	14,200	△400
	平成21	17,600	△200		平成21	16,600	400		平成21	14,000	△200
	平成22	17,700	100		平成22	16,800	200		平成22	13,600	△400
神奈川県	平成20	17,500	△300	兵庫県	平成20	16,200	200	鹿児島県	平成20	14,200	△200
	平成21	17,600	100		平成21	16,600	400		平成21	14,000	△200
	平成22	17,000	△600		平成22	16,800	200		平成22	13,600	△400
山梨県	平成20	17,400	△600	近畿平均	平成20	16,029	200	九州平均	平成20	14,200	△243
	平成21	17,500	100		平成21	16,429	400		平成21	14,000	△200
	平成22	17,000	△500		平成22	16,629	200		平成22	13,714	△286
長野県	平成20	16,800	200	岡山県	平成20	16,300	200	沖縄県	平成20	16,100	200
	平成21	16,700	△100		平成21	16,700	400		平成21	16,500	400
	平成22	16,700	0		平成22	16,800	100		平成22	16,700	200
関東平均	平成20	17,389	△444	広島県	平成20	16,200	200	全国平均	平成20	15,462	△91
	平成21	17,333	△56		平成21	16,600	400		平成21	15,538	76
	平成22	16,956	△377		平成22	16,100	△500		平成22	15,451	△87
静岡県	平成20	18,000	200	山口県	平成20	16,000	200				
	平成21	18,500	500		平成21	16,400	400				
	平成22	17,900	△600		平成22	15,900	△500				

1. 本単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、下請契約における労務単価を拘束するものではありません。

2. 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価です。

3. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていません。

4. 本単価は労働者に支払われる賃金に係わるものであり、現場管理費及び一般管理費等は含まれていません。

5. 各平均額の算出は、単純平均によります。

參 考 資 料

(注) 1. 許可業種機器の二表は上記業種、(注) 2. 左列下段数字は、前年同月(%)に基く28事業種の額度。(注) 3. 対63年比(倍)における右列数字は、当該数値に基づく28事業種の額度。

(注) 1. 許可業種欄の□表示は住上げ業種。

資料

年度別「防水施工」技能士資格取得状況

(単位:人)

作業別	シーリング防水		セメント系防水		ウレタンゴム系防水		アクリルゴム系防水		アスファルト防水		改質アスファルトシート防水		合成ゴム系シート防水		塩化ビニル系シート防水		コンクリート・プレハブ建築防水		FRP防水		合計		
	級別	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
昭和51年度								178	136												178	136	
52年度					156	281		211	152			186	278	61	60							314	
53年度	85	269	49	28	130	237		142	136			144	310	38	52							614	771
54年度	137	299	61	25	83	193		105	116			108	171	34	42	23	25					588	1,032
55年度	121	237	56	6	80	183		195	130			137	180	24	31	19	23					1,620	
56年度	252	368	65	12	224	243		240	97			208	199	58	37	23	20					551	871
57年度	173	244	49	2	114	150		186	88			131	104	56	21	13	18					632	790
58年度	106	206	31	9	127	87		103	40			123	91	29	9	8	15					722	627
59年度	123	211	44	4	145	126		123	32			151	97	37	29	11	7					527	457
60年度	130	202			69	53	225	103	91	35		104	86	28	11							634	506
61年度	118	218	33	3	103	86	154	87	83	34		116	84	41	13	14	9					1,140	
62年度	84	155			113	81	220	95	139	29		121	48	38	15							715	423
63年度	194	240	46	6	128	77	179	82	159	29		170	75	85	20	24	6					985	535
平成元年度	197	262			122	86	155	52	100	19		143	67	67	18							784	504
2年度	194	247	23	1	131	92	74	43	75	33		110	106	98	30	3	7					708	559
3年度	161	294			114	145	78	39	88	39		152	103	92	46							685	666
4年度	187	232	46	5	145	159	75	35	94	36		145	113	77	52	5	14					774	646
5年度	188	267	61	5	167	129	133	35	67	22		125	112	59	44							800	614
6年度	337	481	53	6	217	192	140	39	93	44		138	108	93	58							1,071	928
7年度	320	357	68	7	191	214	115	41	96	34		134	107	89	39	9	18					1,022	817
8年度	278	386	50	8	189	192	71	44	97	43		146	88	100	54							931	815
9年度	346	404	48	7	226	207	85	36	105	31	256	36	112	86	103	57	3	4				1,284	868
10年度	372	299	56	5	293	196	56	28	70	28	233	43	105	101	116	61						1,301	761
11年度	409	366	52	15	274	224	80	28	63	20	193	29	132	67	107	67						1,310	816
12年度	355	295	44	4	340	211	56	18	82	34	108	27	117	77	160	52						1,262	718
13年度	460	266	32	5	291	188	34	24	85	22	164	34	138	62	137	37						1,080	
14年度	422	320	34	11	327	157	39	14	116	25	111	27	119	44	125	51						1,645	737
15年度	498	237	30	5	304	134	60	27	82	14	115	12	120	29	125	30						1,677	801
16年度	630	239	50	5	501	137	131	20	139	21	149	18	164	24	218	28						2,478	
17年度	492	132	31	0	451	123	67	11	69	7	159	18	156	17	266	24						2,049	407
18年度	530	150	42	1	429	58	72	15	91	17	160	8	124	11	293	40						2,456	
19年度	484	152	28	3	477	106	60	6	57	4	165	12	144	15	280	39						2,104	401
20年度	638	151	31	3	540	96	54	8	58	5	202	7	94	3	311	33						2,288	402
21年度	532	126	28	0	486	73	70	6	58	3	163	5	77	9	249	33						2,690	
22年度	400	91	40	1	482	53	56	2	0	0	0	0	2	0	3	0						1,935	298
計	9,953	8,403	1,281	192	8,169	4,969	2,539	938	3,740	1,555	2,178	276	4,396	3,072	3,697	1,233	155	166	3,233	877		39,341	21,681
																						61,022	

出 全防協調査による ※平成22年度は前期合格発表分まで。

(社)全国防水工事業協会 賛助会員名簿 (平成23年1月現在、会員番号順)

会社名	会員番号	所在地	電話番号	URL
長谷川化学工業(株)	276-0022	千葉県八千代市上高野1384-5	047-484-7141	http://www.hasegawakagaku.co.jp/
宇部興産株建設資材カンパニー 建材事業部 営業推進部営業統括グループ	105-8449	東京都港区芝浦1-2-1 シーパンスN館	03-5419-6203	http://www.ube.co.jp/
化研マテリアル(株)	105-0003	東京都港区西新橋2-35-6 第3松井ビル	03-3436-4001	http://www.kaken-material.co.jp
横浜ゴム(株)	141-0031	東京都品川区西五反田7-20-9 KDX西五反田ビル	03-5745-9863	http://www.yrc.co.jp/hamatite/
コニシ(株)ボンド営業本部建設事業部	101-0054	東京都千代田区神田錦町2-3 竹橋スクエア	03-5259-5737	http://www.bond.co.jp
サンスター技研(株)E & A事業部	105-0014	東京都港区芝3-8-2 芝公園ファーストビル21階	03-5441-1452	http://www.sunstar-engineering.com
昭石化工(株)建材事業部	135-8074	東京都港区台場2-3-2 台場フロンティアビル11階	03-5531-7066	http://www.shosekikako.co.jp
(株)ダイフレックス事業推進グループ	163-0825	東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル25階	03-5381-1555	http://www.dyflex.co.jp
ダウ化工(株)東日本第一営業部	140-0002	東京都品川区東品川2-2-24 天王洲セントラルタワー11階	03-5460-2371	http://www.dowkakoh.co.jp
田島ルーフィング(株)営業部	101-8579	東京都千代田区岩本町3-11-13	03-5821-7720	http://www.tajima-roof.jp/
ディックブルーフィング(株)	160-0023	東京都新宿区西新宿3-6-4 東照ビルB棟3階	03-5321-9781	http://www.dpcdpc.com/
東亞合成(株)機能化学品事業部	105-8419	東京都港区西新橋1-14-1	03-3597-7341	http://www.toagosei.co.jp
モメンティブ・パフォーマンス・マテリアルズ・ジャパン 合同会社建材グループ	107-6112	東京都港区赤坂5-2-20 赤坂パークビル	03-5544-3111	http://www.momentive.jp/
東洋ゴム化成品販売(株)防水資材販売部	162-8622	東京都新宿区天神町10番地 安村ビル2階	03-3235-1713	http://www.toyo-roofing.com
東和工業(株)営業部	174-0043	東京都板橋区坂下3-29-11	03-3968-2301	http://www.towaltd.co.jp
日新工業(株)営業統括	120-0025	東京都足立区千住東2-23-4	03-3882-2571	http://www.nisshinkogyo.co.jp
双和化学産業(株)ポリルーフ事業部	108-0073	東京都港区三田3-1-9 大坂家ビル7階	03-5476-2371	http://www.sowa-chem.co.jp/
野口興産(株)	176-8522	東京都練馬区豊玉北2-16-14	03-3994-5601	http://www.noguchi-kousan.co.jp
(株)フジキ	104-0033	東京都中央区新川2-22-1 能登ビル2階	03-6280-2011	http://www.e-fjk.co.jp
フヨー(株)建材事業部	130-0003	東京都墨田区横川4-10-9	03-5608-0101	http://www.fuyo-web.co.jp
ロンシール工業(株)防水事業部	130-8570	東京都墨田区緑4-15-3	03-5600-1866	http://www.lonseal.co.jp/
住ベシート防水(株)営業本部	140-0002	東京都品川区東品川2-5-8 天王洲パークサイドビル16階	03-5462-8974	http://www.sunloid-dn.jp
AGCポリマー(株)建材	103-0013	東京都中央区日本橋人形町1-3-8 沢の鶴人形町ビル7階	03-6667-8421	http://www.saracenu.com/
(株)イーテック	105-0021	東京都港区東新橋1-9-2 汐留住友ビル	03-6218-3842	http://www.etec.jsr.co.jp
三菱樹脂(株)環境・住宅資材事業部	103-0021	東京都中央区日本橋本石町1-2-2 三菱樹脂ビル	03-3279-3069	http://www.yes-mpi.com
(株)タイセイ	160-0023	東京都新宿区西新宿8-4-2 野村不動産西新宿ビル9階	03-3364-1234	http://www.explantay.co.jp
保土谷バンデックス(株)建材	105-0011	東京都港区芝公園2-9-5 向陽ビル5階	03-5425-9711	http://www.hodogaya.co.jp/hvc
アイカ工業(株)化成品カンパニー	176-0012	東京都練馬区豊玉北6-5-15	03-5912-2771	http://www.aica.co.jp
カネカケンテック(株)	100-0011	東京都千代田区内幸町1-3-3	03-3596-7011	http://www.kktc.co.jp
早川ゴム(株)	135-0031	東京都江東区佐賀1-16-10	03-3642-9434	http://www.hrc.co.jp
(株)K・Cアスカ	231-0006	神奈川県横浜市中区南仲通3-32-1 みなとファンタジアビル6階	045-211-2801	http://www.kc-asuka.co.jp
昭和電工建材(株)	221-0024	神奈川県横浜市神奈川区恵比須町2-1	045-444-1691	http://www.sdk.co.jp/kenzai
静岡滝青工業(株)	420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町4-8	054-273-2781	http://www.fuji.ne.jp/~sizureki/
ユナイト(株)	410-0315	静岡県沼津市桃里112-1	055-967-2185	http://www.unite-inc.com
茶谷産業(株)東京建材事業ユニット	103-0023	東京都中央区日本橋本町2-8-7 オー・ジー東京ビル4階	03-6667-2360	http://www.chatani.co.jp
大泰化工(株)営業部	566-0072	大阪府摂津市鳥飼西3-11-2	072-654-5121	http://www.daitai.co.jp/
(株)日本セメント防水剤製造所	660-0892	兵庫県尼崎市東難波町3-26-9	06-6487-1546	http://www.wotaito.co.jp
アーキヤマデ(株)営業本部	564-0053	大阪府吹田市江の木町24-10	06-6385-1268	http://www.a-yamade.co.jp
岩尾(株)	541-0053	大阪府大阪市中央区本町3-3-9	06-6251-1555	http://iwao.jp
(株)オカダイ	550-0003	大阪府大阪市西区京町堀2-14-27	06-6441-0447	
大日化成(株)	571-0030	大阪府門真市末広町8-13	06-6909-6755	http://www.dainichikasei.co.jp
小川商事(株)	612-8395	京都府京都市伏見区下鳥羽東芹川町23	075-605-6540	
大関化学工業(株)	658-0041	兵庫県神戸市東灘区住吉南町1-1-15	078-841-1141	http://www.ozeki-chemical.co.jp
シバタ工業(株)東京支社	101-0054	東京都千代田区神田錦町1-27 ロータリービル3階	03-3292-3861	http://www.sbt.co.jp/
三ツ星ベルト(株)建設資材事業部	653-0024	兵庫県神戸市長田区浜添通4-1-21	078-685-5771	http://www.mitsuboshi.co.jp
富士交易(株)	733-0037	広島県広島市西区西観音町11-20	082-294-4000	
七王工業(株)	765-0031	香川県善通寺市金蔵寺町180	0877-62-0951	http://www.nanao-net.co.jp

(社)全国防水工事業協会 特別会員名簿 (平成23年1月現在、会員番号順)

団体名	〒番号	所 在 地	電話番号	URL
北海道シーリング工事業協同組合	060-0032	北海道札幌市中央区北2条東10-15-28	011-251-3364	http://www.hokusikyou.or.jp
東北シーリング工事業協同組合	981-3117	宮城県仙台市泉区市名坂字野蔵19-3	022-771-6104	
イサムエラストマー会	335-0014	埼玉県戸田市喜沢南1-5-37(イサム塗料株東京支店内)	048-444-0136	http://www.elastomer.jp/index.html
全国イーテック防水工業会	105-0021	東京都港区東新橋1-9-2 汐留住友ビル2階(株イーテック内)	03-6218-3842	http://www.wp-etec.com
ゴムアスファルト防水工事業協同組合	135-8074	東京都港区台場2-3-2 台場フロンティアビル11階	03-5531-5977	
サラセーヌ工業会	103-0013	東京都中央区日本橋人形町1-3-8 沢の鶴人形町ビル7階 (AGCポリマー建材株内)	03-6667-8427	http://www.saracenu.com
サンロイドDN工業会	140-0002	東京都品川区東品川2-5-8 天王洲パークサイドビル (住ベシート防水株内)	03-5462-8955	http://www.sunloid-dn.jp
全国アロンコート・アロンウォール防水工事業協同組合	105-0003	東京都港区西新橋1-11-8 丸万5号館3階	03-3595-2331	http://www.zen-aron.or.jp
全国FLコート工業会	135-8074	東京都港区台場2-3-2 台場フロンティアビル11階 (昭石化工株建材事業部内)	03-5531-7066	http://www.shosekikako.co.jp
全国バラテックス防水工事業協同組合	106-0044	東京都港区東麻布1-9-15 東麻布一丁目ビル7階	03-3582-8226	http://www.paratex.net/
全国ケミアスルーフ防水協同組合	103-0001	東京都中央区日本橋小伝馬町15-18 日本橋SKビル6階	03-5614-6295	http://www.ar-center.co.jp/
ダイフレックス防水工事業協同組合	160-0023	東京都新宿区西新宿3-6-4 東照ビルB棟3階	03-5381-0871	http://www.dyflex.co.jp
ディックブルーフィング工業会	160-0023	東京都新宿区西新宿3-6-4 東照ビルB棟3階	03-5321-9784	http://www.dpia.ne.jp
東西アスファルト事業協同組合	101-8579	東京都千代田区岩本町3-11-13	03-5821-7711	http://www.tozai-as.or.jp/
トヨー防水工業会	162-8622	東京都新宿区天神町10番地 安村ビル(東洋ゴム化成品販売株内)	03-3235-1713	http://www.toyo-roofing.com
日本アスファルト防水工事業協同組合	103-0005	東京都中央区日本橋久松町9-2 日新中央ビル7階	03-5644-7651	http://www.nihon-as.or.jp
東日本シーリング工事業協同組合	135-0034	東京都江東区永代2-33-6 有沢ビル2階	03-3641-9561	http://www.toushikyo.jp/
ロンブルーフ防水事業協同組合	130-0021	東京都墨田区緑4-15-3 ロンシールビル1階	03-5600-4036	http://www.lonproof.or.jp
UBE防水工業会	105-8449	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館(宇部興産株内)	03-5419-6203	http://www.ube-bousui.com
常温アスファルト防水事業協同組合	169-0073	東京都新宿区百人町1-4-15 朝日サウンドビル2-B	03-5394-2563	
東京都防水工事業協会	101-0025	東京都千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル	03-5833-2780	http://www.toboukyo.com
全国ポリルーフ工業会	108-0073	東京都港区三田3-1-9 大坂家ビル7階(双和化学産業株内)	03-5484-3060	http://www.sowa-chem.co.jp/polyroo
ダイヤフォルテ防水工業会	100-8311	東京都千代田区丸の内3-3-1 新東京ビル(明和産業株内)	03-3240-9319	http://www.diaforte.jp
コスマック工業会	160-0023	東京都新宿区西新宿3-5-1 日石新宿ビル10階 (ユーブレックス株内)	03-5321-9761	http://www.cosmic-k.com/
パンレタン防水工事業協同組合	105-0011	東京都港区芝公園2-9-5 向陽ビル5階	03-5425-9714	http://www.panretan.com
神奈川県建設防水事業協同組合	231-0002	神奈川県横浜市中区海岸通り4-17 東信ビル5階	045-212-1065	http://www.kanagawa-bousui.com
東日本セレシット工業会	221-0024	神奈川県横浜市神奈川区恵比須町2-1 (昭和電工建材株建設資材営業部内)	045-444-1691	http://www.ceresit.jp
静岡県シーリング工事業協同組合	422-8045	静岡県静岡市駿河区西島821-1(株静岡コーリング工業内)	054-283-9530	http://www1.ocn.ne.jp/~sskumiai/
新日アスファルト防水事業協同組合	420-0852	静岡県静岡市葵区紺屋町4-8(静岡瀬青工業株内)	054-273-3078	
中部シーリング工事業協同組合	460-0002	愛知県名古屋市中区丸の内1-2-28 吉村ビル4階402	052-201-7086	
富山県シーリング工事業協同組合	939-8211	富山県富山市二口町5-6-10(石動コーリング株内)	076-493-7740	
石川県防水事業協同組合	920-0935	石川県金沢市石引1丁目3-25(三友化工株内)	076-263-5036	http://www.kenbousui.com/
関西シーリング工事業協同組合	540-0012	大阪府大阪市中央区谷町4-4-13 エフクレスト202	06-6946-2226	http://www2.ocn.ne.jp/~kansikyo/
全国コンパック工業会	566-0072	大阪府摂津市鳥飼西3-11-2(大泰化工株内)	072-654-5121	http://www.conpack.net/
全日アスファルト防水事業協同組合	555-0034	大阪府大阪市西淀川区福町3-1-50	06-6474-7841	http://www.zennichiasu.jp
西日本建設防水協同組合	550-0011	大阪府大阪市西区阿波座1-7-12 東新ビル8階	06-6532-0191	
日本セリノール防水事業協同組合	541-0052	大阪府大阪市中央区安土町1-8-15 野村不動産ビル11階 (茶谷産業株内)	06-6271-2340	http://www.japan-cerinol.com
日本リベットルーフ防水工事業協同組合	564-0053	大阪府吹田市江の木町24-10 山出ビル	06-6385-5758	http://www.rivetroof.jp
全国サンタック防水工事業協同組合	564-0052	大阪府吹田市広芝町12-8(早川ゴム株大阪支店内)	06-6386-6531	http://www.santac.or.jp/
関西サラセーヌ工業会	553-0001	大阪府大阪市福島区海老江5-2-2 大拓ビル4階 (AGCポリマー建材株内)	06-6453-6401	
全国ゴーレックス会	541-0053	大阪府大阪市中央区本町3-3-9(岩尾株内)	06-6251-1555	

(社)全国防水工事業協会 特別会員名簿 (平成23年1月現在、会員番号順)

団体名	〒番号	所 在 地	電話番号	URL
京都防水工事業協会	612-8462	京都府京都市伏見区中島秋ノ山町98番地 (京都瀝青工業株内)	075-602-7242	http://www.kbk.gr.jp/
ネオ・ルーフィング工業会	653-0024	兵庫県神戸市長田区浜添通4-1-21(三ツ星ベルト株内)	078-685-5771	
神戸防水協会	657-0035	兵庫県神戸市灘区友田町3-2-1(棚田建材株内)	078-841-3551	
中国シーリング工事業協同組合	730-0013	広島県広島市中区八丁堀1-12 キヨーリンビル	082-222-7578	http://www.sealing.or.jp
徳島県防水工事業協同組合	771-0142	徳島県徳島市川内町沖島612-1(徳島ゴーレックス工業株内)	088-665-3811	
愛媛県防水工事業協同組合	790-0002	愛媛県松山市二番町4-1-5 愛媛県建築士会館5階	089-933-5101	
高知県防水工事業協会	781-0013	高知県高知市薬野中町25-6(フルイチ(株)高知営業所内)	088-845-0624	
九州アスファルト工事業協同組合	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	092-713-5263	
福岡市防水協会	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	092-713-5263	
九州シーリング工事業協同組合	810-0024	福岡県福岡市中央区桜坂2-1-3 荒川ビル21号	092-781-5660	
熊本県防水工事業協会	860-0812	熊本県熊本市南熊本3丁目8-16	096-373-8052	http://kwpa.jp/
宮崎県防水工事業協同組合	880-2114	宮崎県宮崎市大字富吉字山下4917番地	0985-67-5500	http://www.m-bousui.jp
鹿児島県防水工事業協同組合	892-0844	鹿児島県鹿児島市山之口町7-41 大蔵ビル403号	099-239-2829	

支部事務局一覧

地方支部名称	〒番号	事務局所在地	電話番号	FAX
北海道支部	060-0032	札幌市中央区北2条東3-2-2 マルタビル札幌4F	011-222-5206	011-222-0046
東北支部	981-3117	仙台市泉区市名坂字野藏19-3 株丸本工業所	022-371-9711	022-371-9716
関東・甲信支部	101-0047	千代田区内神田3-3-4 全農葉ビル6F	03-5298-3793	03-5298-3795
中部支部	464-0073	名古屋市千種区高見1-6-1 中央建材工業ビル内	052-761-6277	052-763-6788
北陸支部	921-8023	金沢市千日町8-30 北川瀝青工業株内	076-241-1131	076-242-0924
近畿支部	540-0023	大阪市中央区北新町3-4 三信ビル3F	06-6966-1555	06-6966-1588
中国支部	733-0036	広島市西区観音新町3-1-3 アオケン(株内)	082-292-3201	082-292-6238
四国支部	790-0002	松山市二番町4-1-5 愛媛県建築士会館5F	089-947-2300	089-933-5186
九州・沖縄支部	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	092-713-5263	092-713-5411

全防協作成刊行物・ビデオ一覧

(平成23年1月現在)

書籍

●日本の防水
～防水工事100年のあゆみ～

〈A4判169頁〉
頒布価格5,000円

●防水施工法(2005年版)

〈B5判555頁〉
一般価格8,000円 会員価格3,500円

「防水施工管理技術者」認定試験受験者用教本

●建築一般と防水施工管理

〈B5判308頁〉

会員価格7,000円

●建築防水の施工管理

〈B5判452頁〉

会員価格7,000円

ビデオ

防水施工技能ビデオ

●改質アスファルトシートトーチ工法防水

〈32分〉
一般価格5,000円 会員価格3,500円

●シーリング防水

〈21分〉
一般価格5,000円 会員価格3,500円

●塩化ビニル樹脂系シート防水(機械的固定工法)※

〈30分〉
一般価格5,000円 会員価格3,500円

●塩化ビニル樹脂系シート防水(接着工法)※

〈32分〉
一般価格5,000円 会員価格3,500円

●合成ゴム系シート防水(接着工法)※

〈34分〉
一般価格5,000円 会員価格3,500円

技能検定対策ビデオ

●セメント系防水施工技術

〈22分〉

一般価格5,000円 会員価格3,500円

注:※は3本セットで会員価格10,000円
送料はすべて別途です

お申し込みは……(社)全国防水工事業協会 TEL 03(5298)3793 FAX 03(5298)3795



各都道府県防水組合等一覧 (平成 23 年 1 月現在)

都道府県	名 称	〒番号	所 在 地	役職名	代表者名	電話番号	FAX番号
北海道	北海道防水工事業団体連合会	060-0032	札幌市中央区北2条東3丁目2-2 マルタビル札幌4階	会長	佐藤 孝之	011-222-5206	011-222-0046
秋田県	秋田県防水工事業組合	010-0941	秋田市川尻町大川反170-191 開發株内	会長	菅原 修	018-824-2233	018-864-6888
青森県	青森県防水工事業協会	038-0031	青森市三内字沢部104-1 株野村総合建装内	会長	木村 盛義	017-781-0182	017-781-7329
岩手県	岩手県防水工事業協同組合	020-0122	盛岡市みたけ6丁目1-23 (南)燐ケミカル内	理事長	小林 敏英	019-646-8066	019-646-8067
宮城県	宮城県防水工事業協同組合	983-0836	仙台市宮城野区幸町3-11-10 東北レヂボン株内	理事長	葛西 秀樹	022-292-6446	022-292-6447
山形県	山形県防水工事業組合	990-8678	山形市流通センター3-8-1 山建工業株内	組合長	森谷 純一	023-633-3003	023-626-1330
福島県	福島県総合防水工事業協同組合	963-8071	郡山市富久山町久保田字前田40-2 郡山シーリング株内	代表理事	八巻 誠一	024-933-4242	024-933-4242
茨城県	茨城県防水工事業連合会	306-0234	古河市上辺見1-2664 (有)神原防水工業内	会長	柳澤 洋一	0280-31-3333	0280-31-3335
群馬県	群馬県防水工事業協同組合	371-0847	前橋市大友町2-29-31	理事長	茂木 邦好	027-254-3342	027-254-3342
栃木県	栃木県建築防水工事業協同組合	321-0345	宇都宮市大谷町1235-7	代表理事	礒 誠	028-652-5020	028-652-5020
埼玉県	埼玉県建設防水工事業協同組合	339-0061	さいたま市岩槻区岩槻5367-3 (株)高信工業内	理事長	高橋 建一	048-756-1622	048-756-1622
千葉県	千葉県建設防水工事業協同組合	260-0013	千葉市中央区中央4-14-1 千葉不動産ビル4階	理事長	鹿島 清太郎	043-222-4751	043-222-4734
(千葉市)	千葉都市防水工事業協同組合	260-0023	千葉市中央区出洲港9-10	理事長	下地 空男	043-242-8531	043-242-8531
東京都	東京都防水工事業協会	101-0025	千代田区神田佐久間町3-38 第5東ビル	会長	山口 陽之介	03-5833-2780	03-5833-2781
神奈川県	神奈川県建設防水工事業協同組合	231-0002	横浜市中区海岸通り4-17 東信ビル5階	理事長	加藤 和之	045-212-1065	045-212-3464
(横浜市)	横浜市防水工事業協同組合	231-0011	横浜市中区太田町2-22 建設会館4階	理事長	丸山 好清	045-681-4492	045-681-4493
(川崎市)	川崎市防水工事協力会	210-0914	川崎市幸区大宮町24 メゾン柏 (株)神奈川商会内	会長	武田 義雄	044-544-7877	044-544-6975
山梨県	山梨県建設防水協会	400-0826	甲府市西高橋町556-46 (株)日原ライニング工業内	会長	日原 光基	055-232-8711	055-232-8233
長野県	長野県防水工事業協会	399-4431	伊那市西春近5836-1	会長	田沼 淳	0265-78-4331	0265-78-5653
静岡県	静岡県防水工事業協会	424-0053	静岡市清水区渋川3-2-20 (株)協和内	会長	森島 稔久	054-345-2221	054-346-7114
愛知県	東海防水工事業協会	451-0044	名古屋市西区菊井1-15-1 岡田建材株内	会長	堤 功	052-571-7611	052-561-2935
三重県							
岐阜県	岐阜県防水工事業協会	507-0805	多治見市新富町2-16-3 (株)中部技研内	会長	田中 直樹	0572-22-7063	0572-24-3455
新潟県	新潟県防水工事業協同組合	950-0925	新潟市中央区弁天橋通1-7-4	理事長	金沢 昭治	025-287-2000	025-286-7690
富山県	富山県防水工事業協会	933-0917	高岡市京町11-32 一公工業株内	代表幹事	小島 一元	0766-23-0391	0766-23-0361
石川県	石川県防水工事業協同組合	920-0935	金沢市石引1-3-25 三友化工株内	理事長	北本 芳則	076-263-5036	076-263-5036
福井県	福井県防水工事業協同組合	910-0015	福井市二の宮3-3-6 岡本ビル2階	理事長	房川 正己	0776-23-0669	0776-23-0669
大阪府	大阪防水工事業協会	531-0041	大阪市北区天神橋7-7-13 ヨネマルマンション102号	会長	山口 善一	06-6352-4414	06-6356-4004
京都府	京都防水工事業協会	612-8462	京都市伏見区中島秋ノ山町98番地 京都瀧青工業株内	会長	堤 富佐雄	075-602-7242	075-602-7242
滋賀県							
奈良県							
和歌山県	和歌山県防水工事業協同組合	640-8319	和歌山市手平1-2-22 生駒労務経営事務所内	理事長	城 裕之	073-424-5723	073-426-5622
兵庫県	神戸防水協会	657-0035	神戸市灘区友田町3-2-1 棚田建材株内	会長	小柴 雄彦	078-841-3551	078-841-3553
岡山県	岡山県防水工事業協同組合	700-0063	岡山市北区大安寺東町22-17	理事長	円見 昇	086-251-5020	086-251-5020
広島県							
山口県	山口県防水工事業協同組合	753-0212	山口市大字下小鯖字大畠3952-11	理事長	石田 康二	083-941-3507	083-941-3514
鳥取県	鳥取県防水工事業協同組合	682-0881	倉吉市宮川町188-9 シビックセンターからや2階	理事長	奥森 隆夫	0858-23-4121	0858-23-4131
島根県	島根県防水工事業協会	699-0404	松江市宍道町東来待809-28 山陰防水建材有内	会長	堀内 満	0852-66-3988	0852-66-0338
徳島県	徳島県防水工事業協同組合	771-0142	徳島市川内町沖島612-1 徳島ゴーレックス工業株内	理事長	坂口 慶司	088-665-3811	088-665-5228
香川県	香川県防水工事業協会	761-1701	高松市香川町大野162番地1 四国防水工業株内	会長	三崎 義一	087-888-3555	087-888-3666
愛媛県	愛媛県防水工事業協同組合	790-0002	松山市二番町4-1-5 愛媛県建築士会館5階	理事長	山本 省三	089-933-5101	089-933-5186
高知県	高知県防水工事業協会	781-0013	高知市薬野中町25-6 フルイチ株高知営業所内	会長	白坂 吉友	088-845-0624	088-846-0281
福岡県	(社)福岡県防水工事業協会	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	会長	山本 健治	092-713-5263	092-713-5411
(福岡市)	福岡市防水協会	810-0073	福岡市中央区舞鶴2-8-2 村上ビル	会長	進藤 充康	092-713-5263	092-713-5411
(北九州市)	北九州市防水工事業協同組合	802-0082	北九州市小倉北区古船場町4-17 近藤ビル2階	理事長	山口 光政	093-531-4607	093-531-4609
大分県	大分県防水・外壁改修工事業協同組合	870-0901	大分市西新地1丁目9-28 東邦工業株内	理事長	林 昇一	097-551-6661	097-551-6661
佐賀県	佐賀県防水改修技術協会	841-0017	鳥栖市田代大官町395	会長	藤田 尚義	0942-82-3866	0942-82-6464
長崎県	長崎県防水工事業協同組合	852-8133	長崎市本原町26-15 博栄工業株内	理事長	大山 廣海	095-846-5667	095-849-4013
熊本県	熊本県防水工事業協会	860-0812	熊本市南熊本3-8-16	会長	村田 安利	096-373-8052	096-373-8053
宮崎県	宮崎県防水工事業協同組合	880-2114	宮崎市大字富吉字山下4917番地	理事長	長峰 広志	0985-67-5500	0985-67-5501
鹿児島県	鹿児島県防水工事業協同組合	892-0844	鹿児島市山之口町7-41 大蔵ビル403	理事長	山崎 洋	099-239-2829	099-239-2829
沖縄県	沖縄県防水施工業協会	900-0016	那覇市前島2-14-18 ビー・ゼイ工事株内	会長	下田 敏彦	098-861-3160	098-869-6140

(注) ■ は特別会員 都道府県の()内は政令指定都市

日本付近に寒気が居座り、日本列島は年末から厳しい寒さに見舞われました。ラニヤニヤ現象と北極振動とが、この寒波に影響しているようです。

今年は、多くの業種が年次あたりから上向きとの予測にありますが、建設業界だけは、寒波に見舞われた日本列島のようです。建設投資の縮小に歯止めがかからず、価格のたたき合いによる建設業者の体力の消耗が進む一方、新興国需要の拡大や、投資ファンド資金の流入などによる天然資源など市況商品価格の値上がりが顕著になってきております。これが今後の建設資材価格に影響してくれれば、さらに経営は苦しくなると思われます。

こうした中で、今年、全防協は設立20周年を迎えます。現在、来年2月の記念式典開催に向けた準備とともに、記念誌の編纂作業が進行中です。専門工事業界で防水工事業が確固たる業界として認められているのも、かつて諸先輩方が汗を流され、専門工事業者が主体の現在の全防協が設立許可されたことによるものです。業界発展に尽くしていただいた諸先輩方のご苦労に感謝を申し上げるとともに、これまでの活動を記録に留め、次の世代に引き継いでいきたいと思います。

第20回通常総会日程決まる!

本部の第20回通常総会の開催日が下記の通り決定しました。会員の皆様多数のご出席をお願い致します。

開催日：平成23年6月1日(水)

開催場所：ホテル グランドパレス

東京都千代田区飯田橋1-1-1 TEL 03-3264-1111

都営地下鉄新宿線・半蔵門線 九段下駅下車 徒歩3分

東京メトロ東西線 九段下駅下車 徒歩1分

JR線・都営地下鉄大江戸線 飯田橋駅 徒歩7分

広告索引 (五十音順)

アーキヤマデ	4
アスファルトルーフィング工業会	56
イワタ	53
宇部興産	53
NNCコーポレーション	50
大阪化工	54
大関化学工業	2
香川鉄工	53
化研マテリアル	表3
勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部	39
サンスター技研	55
シップス・ジャパン	52
シュナイダー・ジャパン	49
住ベシート防水	53
セブンケミカル	51
全国サンタック防水工事業協同組合	54
全国ポリルーフ工業会	50
全国防水改修工事業団体連合会	表2
ソトウ	55
双和化学産業	50
タイセイ	1
田島ルーフィング	表2
ディックプルーフィング工業会	51
日新工業	表4
日本リベットルーフ防水工事業協同組合	4
白水興産	6
長谷川化学工業	52
早川ゴム	54
フェザーフィールド	2
ボース	55
ボルクレイ・ジャパン	54
防水立上がり部乾式保護工法工業会	54
三ツ星ベルト	56
ユナイト防水工業会	48
萊麗	3
ロンシール工業	6
ロンプルーフ防水事業協同組合	6

全防協 No.22

2011年1月28日発行

発行人——吉田 雅

発行所——社団法人 全国防水工事業協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4 全農薬ビル

TEL. 03-5298-3793 FAX. 03-5298-3795

ホームページ <http://www.jrca.or.jp>

編集・制作——株式会社 新樹社

〒110-0005 東京都台東区上野7-11-6 上野中央ビル

TEL. 03-5828-0311 FAX. 03-5828-0312

ホームページ <http://bousui.shinjusha.info>